裾野市域5ヶ村歳出表（図1）

	須山村歳出高	富岡村歳出高	小泉村歳出高	泉村歳出高	深良村歳出高
1912（T1）					
1913（T2）					2,836,495
1914（T3）	3,008,760	6,495,961	5,977,180	7,737,697	2,985,096
1915（T4）	3,275,514	7,241,905	4,476,795	8,658,806	828,060
1916（T5）	5,003,951	7,139,740	4,712,640	6,877,810	3,643,920
1917（T6）	6,640,096	14,212,650	5,467,220	7,844,200	4,143,873
1918（T7）	4,849,540	9,399,310	6,058,660	8,628,920	4,330,860
1919（T8）	6,700,060	13,391,110	12,209,930	14,755,020	6,827,090
1920（T9）	8,930,820	18,249,110	23,648,020	27,971,140	10,940,670
1921（T10）	18,724,170	20,632,290	14,585,480	20,554,650	20,246,950
1922（T11）	11,740,900	21,145,390	17,615,720	28,751,940	67,498,720
1923（T12）	11,504,240	20,756,220	19,259,320	27,742,470	55,912,810
1924（T13）	13,004,800	21,587,740	17,114,170	24,279,760	23,845,110
1925（T14）	13,656,740	20,091,700	24,844,700	26,513,440	40,143,230
1926（S1）	20,317,660	25,407,210	27,912,750	43,577,980	36,368,540
1927（S2）	24,057,895	27,777,000	20,877,170	29,801,540	25,882,890
1928（S3）	15,761,800	28,312,000	24,256,700	34,251,950	25,622,100
1929（S4）	17,540,330	54,991,380	22,374,940	29,077,000	41,776,270
1930（S5）	16,180,360	27,275,300	19,685,270	26,938,340	23,964,880
1931（S6）	13,043,470	32,911,140	31,329,830	51,067,020	26,411,830
1932（S7）	21,423,350	28,529,000	26,387,700	41,917,000	41,185,870
1933（S8）	19,509,460	44,571,180	27,121,420	30,896,000	30,648,530
1934（S9）	19,265,130	—	24,039,030	34,057,000	22,486,870
1935（S10）	20,493,010	37,025,000	44,290,040	33,044,000	21,656,030
1936（S11）	25,698,910	33,981,900	50,803,000	35,915,000	51,579,710
1937（S12）	19,358,630	38,205,060	29,561,120	72,210,000	22,236,700
1938（S13）	20,310,320	41,629,260	28,295,250	35,368,000	35,149,770
1939（S14）	19,019,830	51,451,800	33,911,730	38,033,000	30,571,730
1940（S15）	15,497,760	28,270,800	29,252,040	40,845,000	21,981,150
1941（S16）	20,408,350	27,248,000	34,226,870	30,211,000	28,840,300
1942（S17）	24,127,460	33,442,000	30,779,000	75,715,300	38,434,190
1943（S18）	30,068,860	—	39,806,000	60,691,060	142,296,200
1944（S19）	23,682,050	63,904,130	—	107,568,170	4,547,110
1945（S20）	28,207,930	132,571,050	63,697,510	146,871,670	70,926,090

100 = 20,000,000厘

小泉・男	小泉・女	小泉合計	小泉備考	泉村・男	泉村・女	泉村合計	深良・男	深良・女	深良合計
		2,748	本籍人口か	–	–	–	–	–	–
		2,804	本籍人口か	–	–	–	–	–	–
		2,840	本籍人口か	–	–	–	–	–	–
		2,912	本籍人口か	–	–	3,326	–	–	–
1,490	1,469	2,959	本籍人口	–	–	3,518	–	–	–
1,506	1,504	3,010	本籍人口	–	–	3,630	–	–	2,281
1,541	1,533	3,074	本籍人口か	–	–	3,360	–	–	2,290
–	–	–		–	–	4,130	–	–	2,330
–	–	4,130	現住人口	–	–	3,601	–	–	2,318
1,621	1,623	3,244	本籍人口	–	–	3,591	1,189	1,134	2,323
1,667	1,631	3,298	本籍人口	–	–	3,770	1,228	1,172	2,400
1,671	1,633	3,304	現住人口	–	–	3,852	1,114	1,044	2,158
1,677	1,680	3,357	現住人口	–	–	–	1,193	1,115	2,308
1,689	1,708	3,397	現住人口	–	–	3,782	1,164	1,094	2,258
1,746	1,744	3,490	現住人口	–	–	3,805	1,184	1,137	2,321
–	–	–		–	–	3,898	1,228	1,168	2,396
–	–	–		–	–	3,903	1,242	1,181	2,423
1,862	1,852	3,714	現住人口	–	–	4,022	1,271	1,227	2,498
1,771	1,980	3,751	国勢調査	–	–	4,176	1,187	1,145	2,332
1,913	1,874	3,787	現住人口	–	–	4,324	1,167	1,214	2,381
–	–	3,668	現住人口	–	–	4,423	1,218	1,184	2,402
1,960	1,949	3,909	現住人口	–	–	4,580	1,215	1,197	2,412
1,994	1,917	3,911	現住人口	–	–	4,608	1,213	1,195	2,408
2,144	1,992	4,136	現住人口	–	–	4,380	1,148	1,157	2,305
2,050	2,015	4,065	現住人口	–	–	4,430	1,160	1,147	2,307
–	–	–		–	–	4,482	1,371	1,365	2,736
2,049	1,988	4,037	現住人口	–	–	4,412	1,432	1,335	2,767
2,083	1,953	4,036	現住人口	–	–	4,532	1,414	1,372	2,786
1,965	2,038	4,003	現住人口	–	–	4,429	1,156	1,207	2,363
2,148	2,144	4,292	現住人口	–	–	4,552	1,388	1,290	2,678
2,153	2,119	4,272	現住人口	–	–	4,557	1,231	1,190	2,421
–	–	–		–	–	4,735	–	–	–
–	–	–		–	–	不鮮明	–	–	–
–	–	–		–	–	–	–	–	2,537

男 1,000人　女 1,000人　合計 2,000人

裾野市域５ヶ村人口統計（図2）

	須山・男	須山・女	須山合計	富岡・男	富岡・女	富岡合計
1912（T1）	–	–	–	–	–	–
1913（T2）	–	–	–	–	–	–
1914（T3）	–	–	–	–	–	–
1915（T4）	–	–	–	–	–	–
1916（T5）	756	705	1,461	–	–	–
1917（T6）	756	719	1,475	2,198	2,074	4,272
1918（T7）	784	759	1,543	2,315	2,157	4,472
1919（T8）	777	737	1,514	2,327	2,237	4,564
1920（T9）	799	747	1,546	2,371	2,305	4,676
1921（T10）	832	761	1,593	2,363	2,333	4,696
1922（T11）	845	776	1,621	2,430	2,375	4,805
1923（T12）	874	785	1,659	2,507	2,402	4,909
1924（T13）	880	809	1,689	2,514	2,428	4,942
1925（T14）	883	812	1,695	2,587	2,485	5,072
1926（S1）	899	817	1,716	2,640	2,509	5,149
1927（S2）	920	837	1,757	2,674	2,581	5,255
1928（S3）	–	–	1,783	–	–	–
1929（S4）	932	853	1,785	–	–	–
1930（S5）	940	884	1,824	2,792	2,726	5,518
1931（S6）	925	875	1,800	2,938	2,806	5,744
1932（S7）	938	880	1,818	3,005	2,879	5,884
1933（S8）	954	911	1,865	–	–	–
1934（S9）	984	923	1,907	3,123	2,998	6,121
1935（S10）	–	–	–	–	–	–
1936（S11）	974	939	1,913	2,270	2,200	4,470
1937（S12）	1,088	947	2,035	3,113	3,063	6,176
1938（S13）	1,091	973	2,064	3,121	3,067	6,188
1939（S14）	1,059	947	2,006	2,345	2,293	4,638
1940（S15）	–	–	–	2,350	2,292	4,642
1941（S16）	1,062	1,029	2,091	2,341	2,241	4,582
1942（S17）	1,042	1,067	2,109	–	–	–
1943（S18）	不明	1,081	2,135	–	–	–
1944（S19）	1,077	1,120	2,197	–	–	–
1945（S20）	–	–	–	–	–	–

戦前恐慌期、裾野地域主要産品の価格（図3）

	米一石（銭）	小麦一石（銭）	甘藷1俵（銭）	須山村繭価貫当・（銭）	小泉村繭価貫当・（銭）
1922（T11）	2701	1692	111	920	952
1923（T12）	3425	1650	180	853	936
1924（T13）	4000	1510	240		671
1925（T14）	3300	1500	240	904	930
1926（S1）	3250	1125	241	739	681
1927（S2）	2850	1250	180		549
1928（S3）	2500	1250	121	498	545
1929（S4）	2288	1268	182	696	544
1930（S5）	1625	1200	95	275	
1931（S6）	1625	800	95	245	
1932（S7）	2050	1073	95	281	268
1933（S8）	1875	1400	110	485	
1934（S9）	2250	1250	130	485	
1935（S10）	2750	1250	125		
1936（S11）	2820	2000	120	470	
1937（S12）	3250	2125	125	526	
1938（S13）	3500	2300	160		

100 = 500銭

1929（昭和4）年の小泉村自小作割合（図4）

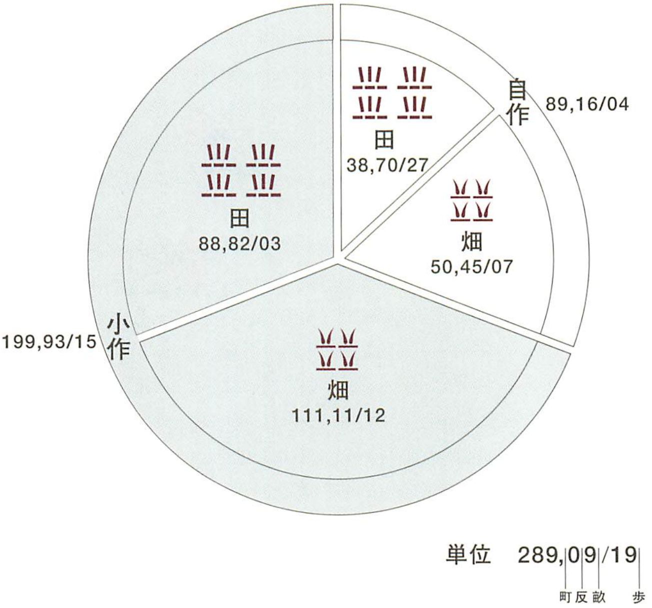

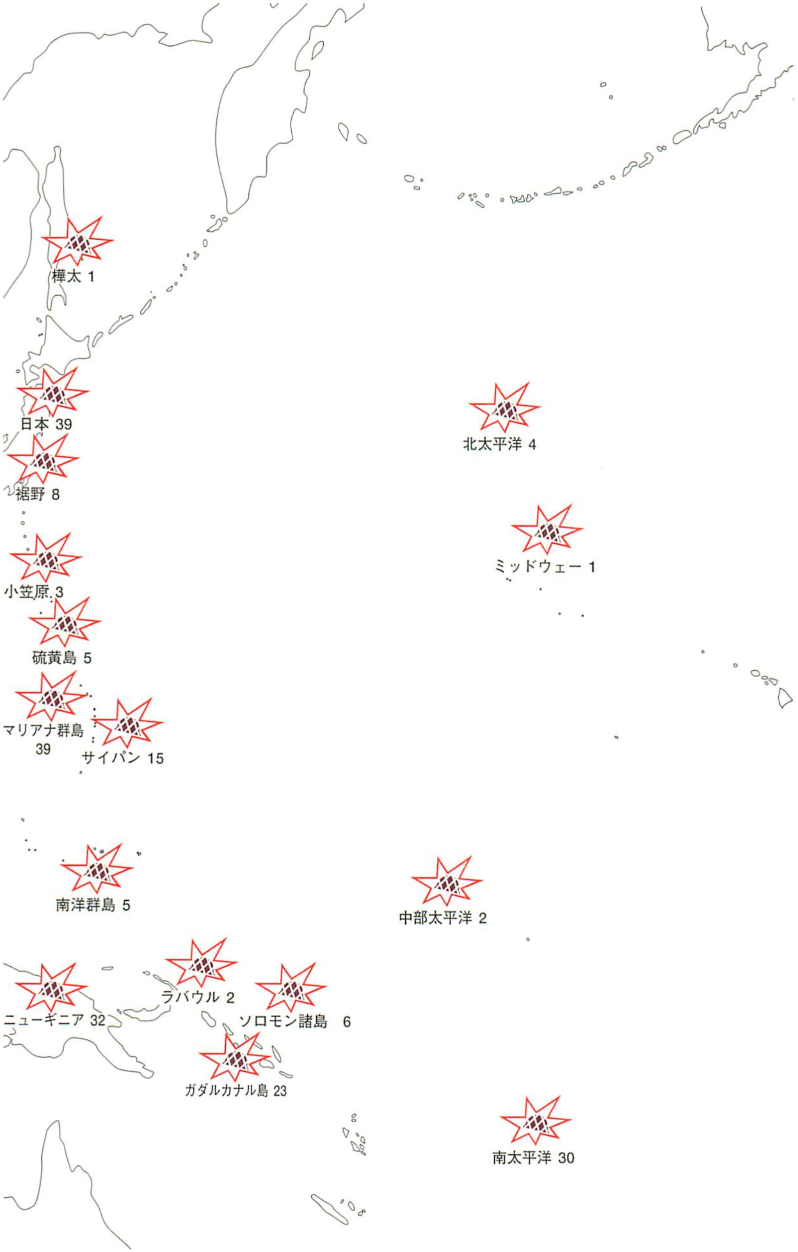

樺太 1
日本 39
北太平洋 4
裾野 8
ミッドウェー 1
小笠原 3
硫黄島 5
マリアナ群島
39
サイパン 15
南洋群島 5
中部太平洋 2
ラバウル 2
ニューギニア 32
ソロモン諸島 6
ガダルカナル島 23
南太平洋 30

戦没地別人数（図5）

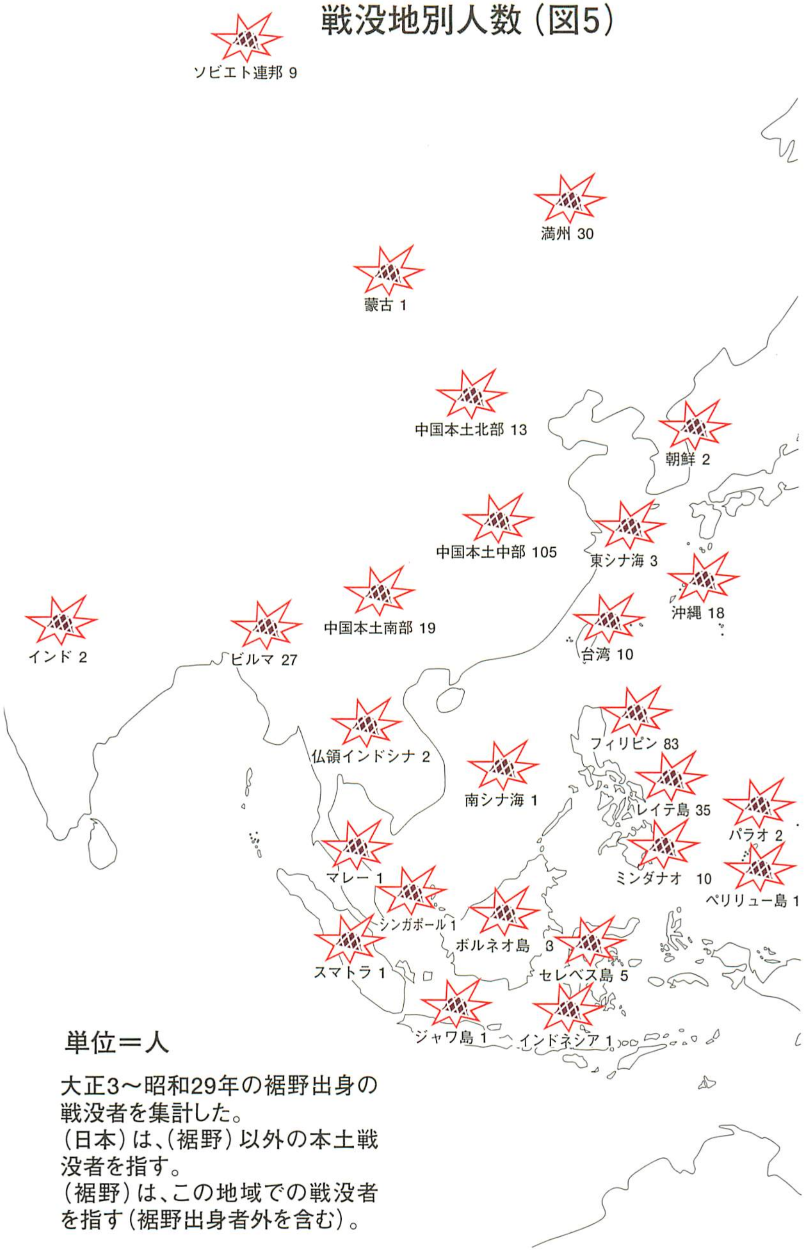

単位＝人

大正3〜昭和29年の裾野出身の戦没者を集計した。
（日本）は、（裾野）以外の本土戦没者を指す。
（裾野）は、この地域での戦没者を指す（裾野出身者外を含む）。

戦後における保育園・幼稚園及び小中高校の開設（図6）

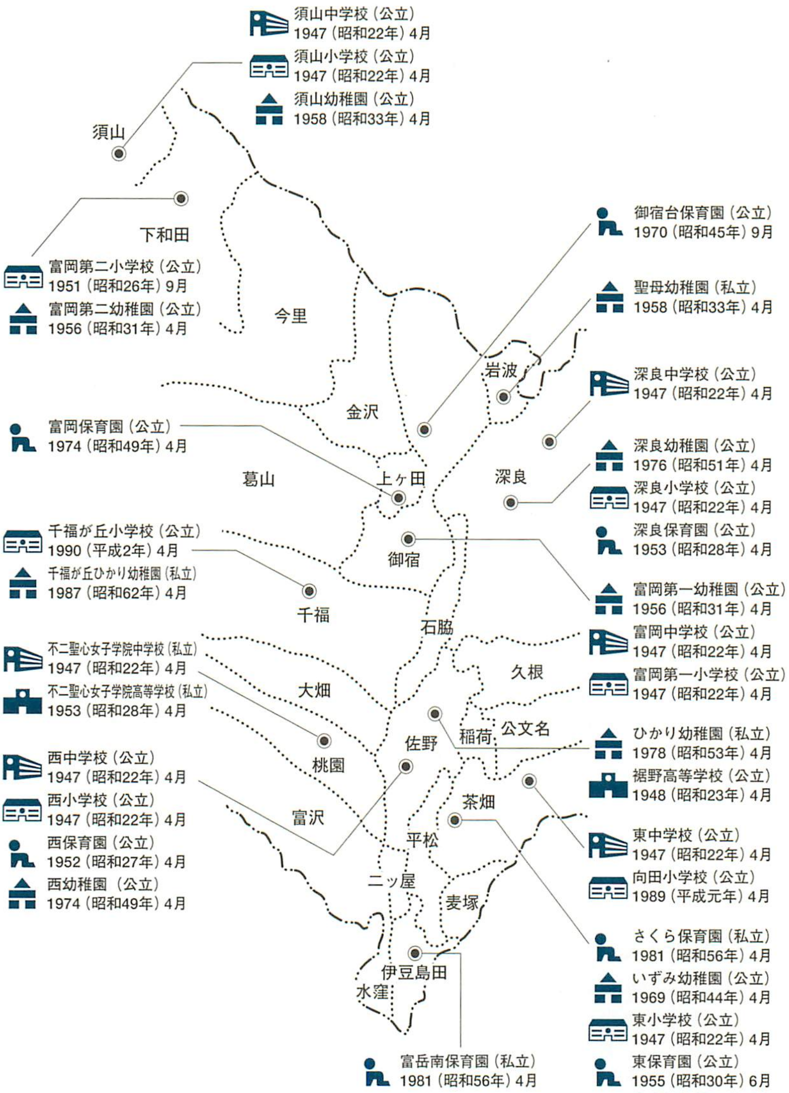

東富士演習場周辺関係図（図7）

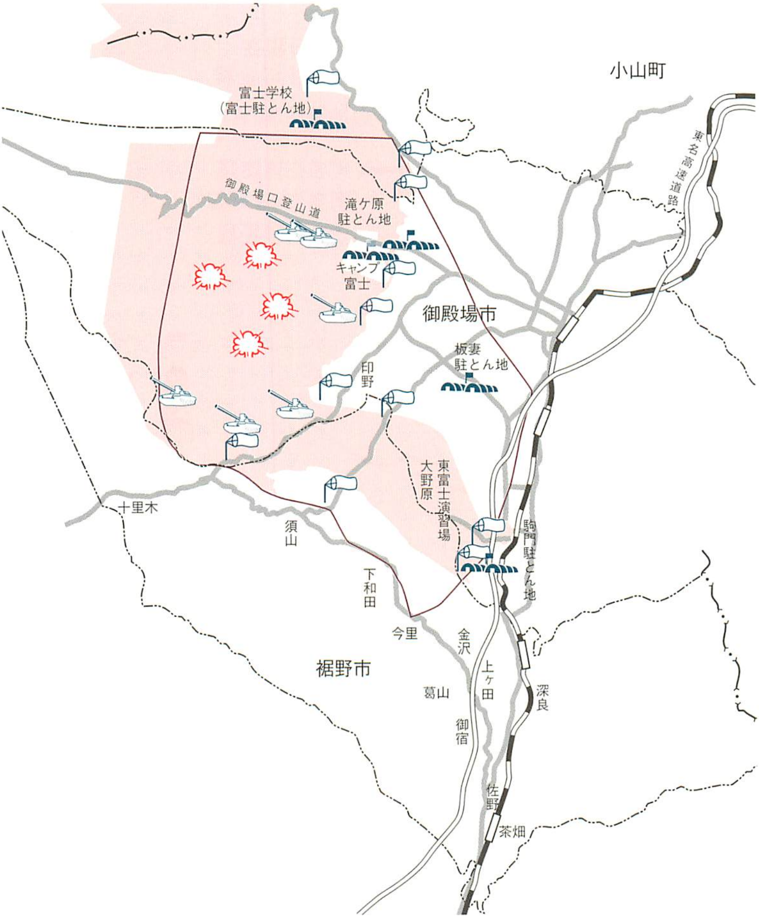

日本人の演習地
立入禁止区域

旧陸軍演習場
区域略図

1996年10月1日現在
正社員30名以上の企業

数字＝敷地面積/操業年月日/資本金

東名高速道路
国道２４６号線
ＪＲ御殿場線

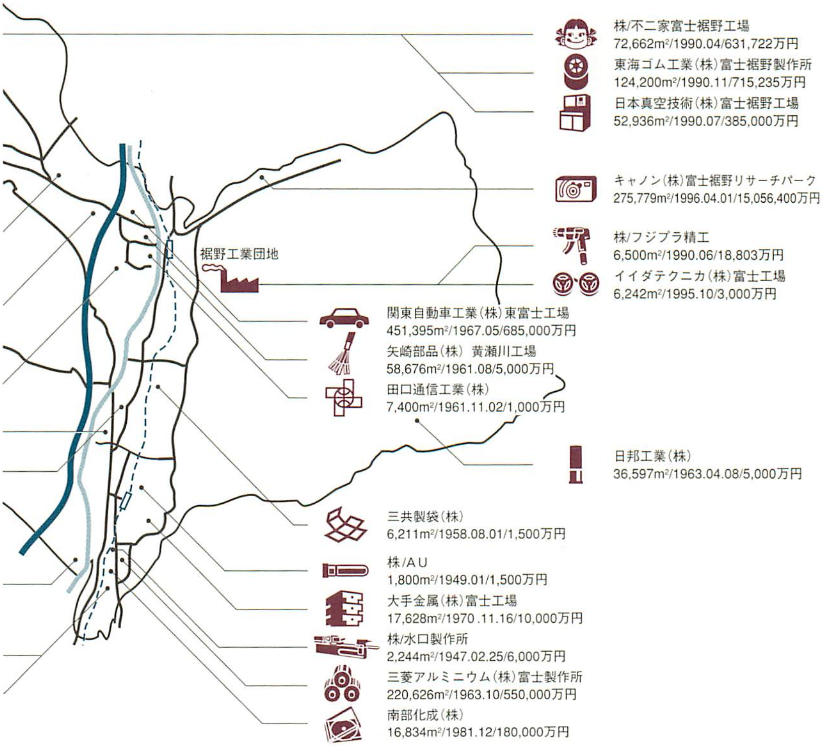

裾野市の工場（図8）

富士裾野工業団地
倉敷紡績（株）裾野工場
59,700m²/1971.11.08/2,200,000万円
株/ヤクルト本社富士裾野工場
206,144m²/1986.02/3,111,700万円
株/エムエーディスク
52,226m²/1988.07.06/350,000万円
株/エムエーパッケージング
52,226m²/1988.07.06/100,000万円
トヨタ自動車（株） 東富士研究所
2,010,000m²/1966.11/34,560,000万円
ライオンファイル（株）富士工場
7,260m²/1964.12.01/4,800万円
上日工業（株）
2,575m²/1973.05/1,000万円
株/東富士製作所
28,106m²/1967.04/49,000万円
国産電機部品（株）
3,730m²/1972.02/2,400万円
株/フジヘン
6,300m²/1946.04.20/3,000万円
株/エムエーホイル
11,179m²/1971.11.01/8,000万円
裾野アルミニウム（株）
7,131m²/1995.10.01/1,000万円

統計図版出典資料一覧

図1　裾野市域5ヶ村歳出表

村会決議書	泉村役場	大正3〜昭和20年	（裾野市役所）
村会決議書	小泉村役場	大正3〜昭和20年	（裾野市役所）
村会決議書	須山村役場	大正3〜昭和20年	（裾野市役所須山支所）
村会決議書	富岡村役場	大正3〜昭和20年	（裾野市役所）
村会決議書	深良村役場	大正2〜昭和20年	（裾野市役所深良支所）

図2　裾野市域5ヶ村人口統計

村会決議書	泉村役場	大正4〜昭和19年	（裾野市役所）
村会決議書	小泉村役場	大正1〜昭和17年	（裾野市役所）
村会決議書	須山村役場	大正5〜昭和19年	（裾野市役所須山支所）
村会決議書	富岡村役場	大正6〜昭和16年	（裾野市役所）
村会決議書	深良村役場	大正6〜昭和20年	（裾野市役所深良支所）

図3　戦前恐慌期，裾野地域主要産品の価格

米，小麦，甘藷：自作農関係　（裾野市役所）

繭価：村会決議書　小泉村役場　大正11〜昭和7年　（裾野市役所）

繭価：村会決議書　須山村役場　大正11〜昭和12年　（裾野市役所須山支所）

図4　1929（昭和4）年の小泉村自小作割合

村会決議書　小泉村役場　昭和4年　（裾野市役所）

図5　戦没地別人数

忠靈録　（裾野市役所）

図6　戦後における保育園・幼稚園及び小中高校の開設

保育園：全国保育所名簿　（財団法人日本児童福祉協会）

幼稚園：幼稚園経営書　（裾野市教育委員会）

小学校：裾野　（裾野市教育委員会）

中学校：裾野の教育　（裾野市教育委員会）

高等学校：裾野　（裾野市教育委員会）

学校沿革の概要　（不二聖心女子学院）

図7　東富士演習場周辺関係図

東富士演習場周辺地域管図　（裾野市役所）

東富士演習場重要文書類集　（御殿場市）

御殿場市史　（御殿場市）

図8　裾野市の工場

裾野市工業ガイド　（裾野市役所・裾野市商工会）

平成8年度会員名簿　（裾野市商工会）

裾野市資料《1》　（裾野市役所）

解説

Ⅰ　はじめに

ここでは、本書『裾野市史・資料編近現代Ⅱ』の基本的な編集方針について、要点を記しておきたい。すでに『裾野市史・資料編近現代Ⅰ』の解説で述べたように、前資料集がほぼ〈明治〉という時代の全体像をできるだけ多角的に再構成しようという意図によって編集されているのに対して、本書の対象領域はほぼ第一次世界大戦期にはじまり、いわゆる十五年戦争(一九三一〜四五年)期を貫き、敗戦後のアメリカ軍による占領、戦後改革と復興の時代をへて、一九五〇年代中頃を起点とする高度経済成長期の終結地点までに及ぶ。時期区分の下限は一九七一年における裾野市の市政施行におかれるが、それ以降の資料も必要に応じて採録している。

この時代は文字通り日本全体が直面した〝激動の時代〟であるが、その政治・経済・社会・教育・文化・生活などにおける歴史的変化が、この静岡県東部の小さな地域とそこに暮らす人々にどのような振動をあたえたか、またこれを通して人々はどのように自らの暮らしを立て直して生きてきたか、それをできるだけ多角的な視野から検討するための素材を提供することが、最も基本的な方針といえる。

こうしたイメージに基づいて、目次構成は第四章「第一次大戦後の裾野」(一九一四〜三一年)、第五章「十五年戦争と裾野のひとびと」(一九三一〜四五年)、第六章「占領のなかの民主化」(一九四五〜五二年)、第七章「戦後復興か

ら高度経済成長へ」(一九五二〜七一年)の四期＝四章に区分し、暮らし・経済・教育・地域政治・村と戦争の各項目に従って、関連資料をほぼ年代順に配列することにした。また前記『裾野市史・資料編近現代Ⅰ』の方針をうけて、今回も裾野地域の特質を表現した四つのテーマについては、特設テーマ(トピックス)をもうけ、そこに資料を集中し、できるだけ統一的なイメージの構成をこころがけた。

こうした枠組みの下で編集された本書の特色をまとめると、次の三点に集約される。この点はすでに『裾野市史・資料編近現代Ⅰ』でものべたが、一九二〇年代以降の時代のイメージを組み込みながら、あらためて簡略に記しておくことにしたい。

第一は〈暮らしの視点〉の重視である。これは旧来の自治体史によくある「政治＝行政、経済、社会、教育、文化、生活」という区分を組み替え、一方では各章の冒頭に、時代イメージを表象する「暮らしの風景」をおき、他方で経済・教育・政治などの分野についても、できるだけ〈暮らしの視点〉を貫通させることを意味している。これは言い換えれば、そのことによって市民の方々が地域の歴史に親しみをもち、歴史は地域の民衆によって作られてきたという自覚をもつ手がかりになるばかりではなく、民衆の身近な世界から大文字の歴史を相対化することによって、旧来の「政治」「経済」「教育」などの領域を批判的に検証する一歩となるのではないかと考えている。

第二は、対象として裾野地域の特色を浮き彫りにするテーマを選択すること。すでにのべた四つのトピックスはそのための自覚的取り組みの一つでもある。たとえば、第四章第二節「関東大震災と裾野」は、地域から見た関東大震災の再現であり、第五章第四節「綴り方教育」は、全国的にも極めてめずらしい大正末期から今日まで続く子どもの作文集『児童文苑』を素材に、子どもの眼から見た裾野の昭和史であり、また第七章第二節「企業誘致」と同第六節

「基地問題のゆくえ―村と戦争」は、前者が戦後の裾野の発展と変貌を生み出した出来事であり、後者は今日までつづく重要な社会問題の歴史の再構成ということができる。また大正期の部落有林野問題に関わる泉村騒擾事件なども、この地域の特質を鮮明に表示する事件といってよい。

第三には〈村と戦争〉の視点である。これは近代日本が〝戦争の歴史〟であるとともに、この地域が戦前の陸軍演習場からアメリカ軍による接収の時代をへて、返還後の自衛隊の演習場となっている今日まで、基地と民衆生活とは深く結びつき、地域の歴史を貫く重要な要素の一つとなってきたからである。本資料集では、戦前では十五年戦争期における「村と戦争」との関わり(第五章第一節、同第七節)と戦後の東富士演習場問題(第六章第五節、第七章第六節)を中心に、基本的な関連資料を収録することにした。

全体を通し、こうした基本方針によって選択された一点づつの資料の内容と位置付けなどについては、章別編成に即した解説によって明らかにされるはずである。最後に、この資料集でも冒頭にビジュアルな口絵をおき、また統計図版八点を収録した。統計図版は数字の羅列ではなく、数量表示を含めてその統計の意味をひと目で解読するための方法的実験であり、今回も「絵文字デザイナー」の太田幸夫氏にお願いすることになった。

Ⅱ　大正・昭和戦前期の裾野（一九一四〜一九四五）

一　暮らしの風景

ここでは、本巻が対象とする一九一四（大正三）年から、一九七二（昭和四七）年にわたる裾野地域の庶民生活資料について、その概略を解説することにしたい。それは資料編の構成に従えば、統一して「暮らしの風景」と題された第四章第一節、第五章第一節、第六章第一節、第七章第一節がどのような内容をもち、それがどのような意図によって選択・構成されているかを明確にしておくことを意味する。一言でいえば、裾野の地域生活史を構成する主体的根拠を明示することといえよう。全体の意図については、すでに刊行されている『裾野市史』（資料編近現代Ⅰ）の「暮らしの風景」（解説）で明記した視点を、基本的に継承し、大正期から戦争・敗戦・復興をへて、いわゆる高度経済成長にいたる激動の時代における、この地域のひとびとの生きた軌跡を出来るかぎり生き生きと再現したいと考えている。もちろん、紙数の関係で暮らしの事実は断片として並んでいるように見えるかもしれない。しかしそうした断片がある文脈（コンテクスト）をもち、そこから〈意味〉が立ち上ってくるとき、歴史は象徴化されて我々に伝えられてくるはずである。その意味で、特にこの「暮らしの風景」は、そうした象徴的イメージによって構成された、暮らしの断片のかたどる意味の再構成（モンタージュ）をめざして作られている。

（一）　大正期の裾野の暮らし

大正期のはじめから、満州事変にいたる裾野の暮らしは、基本的に明治以来の暮らしのかたちが底流を構成し、その上に「現代生活」の要素がしだいに暮らしの方向指示器として機能していく時代のように見える。

この時期の暮らしにおいては、やはり健康と医療の諸問題が一方の極を構成する。特に一九一九(大正八)年は県下各地における多様な伝染病の増加が伝えられ、裾野地域では泉村において「目下猖獗を極めつつある」と記録されている(623)。こうした伝染病に対して行政は懇切丁寧な「心得」を作成して伝染病予防の啓蒙に努めていた(625)。また「伝染病隔離舎沿革」(634)から伝染病院の歴史を知ることができる。火事など不時の災害については、明治以来の消防組の活動がより整備され(637)、カマドの定期検査などが実行されているが(622)、富岡村の「婦人消防団」(628)の設置がこの時期の特色をよく現している。さらに二一年には小泉村青年団を中心に「小泉義勇警察団」が設置され、災害防止や衛生思想の普及に活動することになったが(629、630)、その活動は犯罪防止・納税奨励・風俗改善から「勤倹力行の美風涵養」まで極めて広く、村の小さな警察という機能を備えていた。だがその活動の詳細については不明である。

他方で地域農村の貧困がもう一つの極を形成する。「深良村窮民救助規程」(635)はもっぱら「有志者ノ指定寄附金」に頼っているが、そこに時代の限界は歴然としている。裾野地域の貧困の実相については、ほとんど資料がないが、その一端は小泉村の一女性の生活史に刻みこまれているといってよい。同時にここには、こうした女性を「節婦」として「表彰」することによって政策の無策をつくろい、それをモデルとして貧困への忍従を道徳化するイデオロギーが見え隠れしていた(632、633)。こうした貧困の下で、二七年に富岡村で「巡回産婆制度」が出来たことに注目しておきたい(641)。それは妊産婦と乳幼児保護が極めて切実な問題であったからである。

　また貧困に関わって注意しておきたいことは、裾野地域からも海外への移民が続いていることである。すでに前記『裾野市史』(資料編近現代Ⅰ)においても、ハワイやペルーへの移民資料を収録したが、この時期には「郷土に永住することの出来ぬ何等かの事情の為」他国へ出奔するという形態ではなく、「郷土の人々には惜しまれつつ家屋敷を人に託し又は売り払って大成を堅く決心して郷土を去る人が非常に多くなった」(642)といわれている。この資料でも富岡村から一家族三名がブラジルに移民していった。そうした移民の背景に人口過剰と貧困問題があるのはいうまでもない。しかし資料640に見るような郷土出身の「成功者」の事例が大きな影響を与えていたのかも知れない。またこうした「移民熱」が、米国の排日移民法に対するナショナリスティクな憤激の背景にあったことはまちがいない。ここでは、駿東郡役所が「苟モ憤激ノ余リ事ヲ誤ルノ軽挙ニ出ツルモノナキ様」「充分警戒ヲ加ル」ことを訴えている資料を収録することにした(636)。またこの時期の世相の動きとして、特産品である「竹行李」の記録映画ができたこと(638)、また「幸運来る」のハガキの取締(631)をあげておきたい。

　こうした暮らしを貫いて、しだいに裾野の「現代生活」の起点が形成されていく。一九一九年四月一四日には、佐野駅が裾野駅と改称され、その祝賀会が催された。ここではその時点の「裾野駅発客車時刻表」(621)を収録したが、そこでは一日上下合わせて二八本の列車が運転され、遠くは下関・直江津までの行く先が記録されている。それは「より早く」「合理的」な「現代生活」に不可欠な前提であった。また一九二〇(大正九)年一〇月一日を期して、全国一斉の国勢調査が実施されるが、この地域でもその趣旨の徹底と具体的な進め方についての啓蒙・宣伝が広範囲におこなわれた(626、627)。それは、いわば近代国民国家による国民の実態把握の全国調査であるが、啓蒙・宣伝文に「時代ニ適応シテ国家ノ制度ヤ、社会ノ組織ヲ整頓シ行政ノ施設デモ、産業ノ経営デモ、無駄ヤ重複ノ無イヤウニス

ルノガ肝要デアリマス」とあるように、統治の現代的合理性がめざされていた。そして、これを実現するためには、国民一人ひとりがその合理性を内面化して、それによって適確に行動できるような身体の反射をつくらなければならない。さらに、こうした現代的合理性は不断に人々の日常生活のなかで、確かめられ、訓練されていく必要がある。その意味で、生活改善運動の一環として展開された「時の記念日」の実践キャンペーンは、現代生活に必要な「時間観念の涵養」を通して、時間の刻みにあわせて、適確に自分の身体を動かすことができるような人間の形成を目標にしていた。それが古い伝統的人間から離陸して、現代的人間になってゆくための不可欠の道であった。その意味で「時間観念の涵養」は、近代国民国家や軍隊・学校・企業などにおける暮らしかたの基本であり、「現代生活」の起点とよぶことができよう。もちろん一つの実践キャンペーンで、すべての人に「時間観念の涵養」が実現できるはずはないが、少なくともその出発地点であった。

こうした静かな変容を含みながら、短い大正時代は終わり、「御大典」(643)をへて昭和の激動の時代に入ってゆく。

(二)　地域からみた関東大震災＝Topics Ⅳ

一九二三(大正一二)年九月一日午前一一時五八分、関東地方を襲った大地震は、東京・横浜などを中心に大きな被害を残し、日本近現代史の一つの重要な曲がり角になった。それは、それ自体としては地震という自然災害であるにもかかわらず、同時代の政治・経済・社会さらに思想・文化の深部にも大きな爪痕を残し、時代を大きく旋回させる引き金となった。たとえば、それは震災手形問題を通して昭和金融恐慌の原因をつくり、亀戸事件や朝鮮人虐殺事件はその後に続く抑圧政治の序章であった。また東京においては古き江戸と現代東京との分水嶺であった。しかし現段

階では、こうした多角的な側面をもつ関東大震災の全体像に関する研究はまだ存在しない。まして関東周辺地域については ほとんど不明である。そうした意味でも、ここではひとつのトピックスとして、裾野地域における関東大震災の姿を復元したい。幸い富岡支所に現存する『震災関係書類』と題するかなり厚い簿冊を基本資料に、一部須山村の報告書などで補いながら、地域の実態を再構成することにした。

(1)揺れる裾野―被害実態・救援活動・移動の禁止

震災当日の被害実態は、裾野西(小泉)小学校所蔵の『校務日誌』(644)と下和田の杉山氏の「日誌」(669)よって、鮮やかに描かれている。とくに学校では実際の被害以上に、その心理的動揺の激しさが記録され、須山尋常高等小学校でも、九月三日から五日までの臨時休業が決定された(資料649)。下和田では実際の被害状況の克明な記録と、それに対する地域の人々の敏速な行動が記されている。特に東京・横浜などは「全都市概ネ焦土ニ帰シ」、その被害五〇数億円、死傷行方不明者二〇万四〇〇〇人以上と記したあとで、富岡村においては「人畜ノ死傷ナキヲ得タルハ幸ヒナリ」と書かれているのが印象的である。また「静岡県案内所取扱書信に関する件」(651)に見るように、東京在住者への書信の取扱所が芝浦に開設され、東京に住む親類や知り合いの安否を問う業務がはじまっていた。

すでに下和田の記録でも見たように、震災直後からさまざまな集団が救援の奉仕活動に動いており、特に在郷軍人会の活動が活発に行なわれている。在郷軍人会駿東郡連合分会では、九月一四日に町村長・分会長あてに通知を発し、五班からなる奉仕団編成の結成と復旧工事と罹災者の救援を訴えた(653)。また九月二〇日付の須山村分会からの実績報告によれば、消防組と連携して、罹災者の救済、昼夜の警戒、被害箇所の復旧工事・修理などに奔走したことが記録されている(656)。また奉仕出動については、持ち物、集合場所など具体的な指示が各分会員や青年団員になされて

いた(659)。

またこの震災直後の地域の動きで印象的なのは、くりかえし東京・横浜地区(戒厳地)への立入禁止の通達が出されていることである。本来は「官憲ノ証明書」が必要であるにもかかわらず、それを持たずに箱根を越えて京浜地区に潜入するものが跡を断たない様子が記録されている(654)。その理由の一つは、震災後の東京には復旧のために仕事があるという「誤伝」がまことしやかに伝えられ、職を求める多くの地方労働者が、証明書を持たないまま、戒厳地東京へ殺到するという状況があったからである(657)。さらにこの動きは、一〇月二一日に東海道線が開通すると一層増加し、村単位でも「不必要ナル東上者ノ阻止ハ蓋シ緊切ナル」課題として、その徹底取締が訴えられていた(660)。東京に行けば仕事があるという「誤伝」と対照的に、東京・横浜ではむしろ震災のため多数の失業者が発生しており、その救済こそ緊急の課題の一つとなっていた。たとえば、資料661に見るように、富岡村でも、公共団体の事業については極力「罹災地ノ失業者ヲ採用スル」ことが訴えられていた。

裾野地域の具体的な被害実態については、震災直後から地区毎にくりかえし調査が行なわれた。たとえば富岡村では、九月一一日、一四日に「震災被害報告」、一〇月八日には「富岡村個人損害報告」が出され、須山村でも「罹災状況報告」(一〇月一五日)、「京都大学への被害調査依頼」(一〇月二六日)が行なわれていた。ここではそうした一連の調査の集約点と思われる資料を掲載した。まず富岡村については、「林野被害報告」(富岡村、資料652)があり、千福・今里・下和田・葛山などで被害が多く、また富岡村被害の集約である一九二四年四月の「富岡村震災被害状況報告」(670)によれば、被害総額は一二万六五六七円にのぼり、御宿、金沢、下和田などで被害が多かったことがわかる。須山村については、「震災被害実態報告」(665)が最も克明であり、農家全壊関係被害七〇〇円、同半壊関係一六〇〇円、

農地関係被害一三五〇円、さらに商店、商品などの被害額などが記録されている。さらに経済全体や副業についての調査もあり、銀行からの借入の激増、とうもろこしの減収などの反面、薪炭価格の上昇や人夫の賃金上昇による「好況」局面も報告されている(「震災の経済上に及ぼしたる影響調」、667)。副業については、まゆの被害と薪炭や特産品竹行李の好調が伝えられている(「震災の副業に及ぼしたる影響調の件」、666)。

こうした被害に対し、裾野地域の各村には全国から見舞いの金品や皇室関係からの御下賜金(「震災恩賜金」)や各種の義捐金などが寄せられた。こうした「恩賜金」「義捐金」の分配方法については、「震災義捐金配分に関する件」(671)に記録されている。そこでは、「恩賜金」の分配方法に準じて決められており、死者・行方不明者二〇円、負傷者七円、住宅の全焼全流失二五円、住宅全壊二〇円、住宅半焼半流失七円などと記されていた。また各村では、こうした「震災義捐金」を基金に長期的復興資金計画を策定した(「富岡村震災復興資金設置規程」、672)。ここで注目すべきことは、第一に中産以下の個人を対象にし、第二にその条件は、無利息で五年以内の月賦もしくは年賦と規定された点である。その運用や償還の実態などについては不明であるが、折からの「慢性不況」の状況のもとで、一定の役割を果たしたのではないかと推定される。

最後に地域の動きとして、富岡村、深良村の六つの寺院の主催により、富岡村御宿荘園寺において、被害者の追悼会が行なわれ(658)、須山村では、全国からの慰問品や被害者への御下賜金・救助金に感謝し、この年の祭りやお日待には恒例の餅まきを自粛することになった(668)。そしてその後、この九月一日を震災記念日と決め、「民心ノ作興ヲ図リ質実剛健ノ気風ヲ涵養シ」て経済的＝精神的復興を計ることになった(673)。また裾野市域麦塚には、杉山善太郎によって立てられた「震災横死之碑」(674)が今日も残されているので、写真とともに収録することにした。

(2)震災の政治的・社会的振動

すでにのべたように、日本近代史における関東大震災の意味は単なる自然災害に止まらず、それが同時代の社会・政治・思想の深部の構造を浮上させたことにあった。

かつて秋田雨雀は自らの日記に、一九二三年という年は「どこかで絶えず人々の叫び声の聞こえるような年であった」と書いた(『雨雀自伝』)。小作争議とストライキで幕を開いたこの年は、一方では無政府主義とマルクス主義との対立を意味する、いわゆるアナ・ボル対立の先鋭化と赤化防止団による高尾平兵衛暗殺に象徴される、左右両翼の緊張に彩られ、他方では六月の有島武郎の自殺、そして九月の関東大震災へとつながり、一二月の難波大助による摂政宮暗殺未遂事件(虎の門事件)で幕が引かれたのである。その時代の社会心理的気流を一言でいえば、それは止めどない不安の浸透ということができる。その意味でいえば、関東大震災はこの〈不安の構造〉を社会の表層に浮上させ、その混乱と破壊によって人々を一層深い〈不安の構造〉に導いていく機能を果たしたように見えてくる。たとえば、一〇月二日付の文書にある次の言葉は、この小さな村のなかにも浸透した〈不安の構造〉を表現している。「今回ノ震災ニ鑑ミ将来著シク本村民ノ心理ニ感ジタルコトハ軍隊ノ出動ヲ要シ救助、安寧ノ秩序等治安ヲ求ムル等ニ付テハ特ニ希望スルコトトス」(須山村「軍隊出動並自警団に関し調査の件」、663)。もちろん、この駿東郡の小さな村々が直接その事件の舞台となったわけではない。しかし同時代を包む〈不安の構造〉は、ある時は断片的な出来事として記録され、ある時は外部から「呼び掛け」や「通達」「注意」として、この村にやってくることになる。このトピックスにおいて、直接裾野地域の出来事でなくとも、広く周辺資料を採録した根拠はこの点にある。

よく知られているように、いわゆる朝鮮人虐殺事件は朝鮮人が放火や投毒などの暴行を働いているという「流言」

によってはじまった。特に二日午後以降には関東地方だけでなく全国に広がり、政府は「流言」を事実と認め、震災地に戒厳令を施行して軍隊を出動させ、また警察や行政機関を通して警戒をよびかけた。すでに震災の翌二日、裾野周辺においても朝鮮人への警戒を厳重にする通達が、村の代理助役によって発せられている(645)。この時点ですでに、朝鮮人による放火などの「流言」がこの地域にも伝えられていたのかもしれない。震災地では各地に自警団が組織され、刀剣・竹槍・銃剣などをもって警戒線が張られた。通行人の誰何がはじまり、朝鮮人らしきものをみつけると捕らえ、軍隊や警察につきだし、あるいはその場で虐殺した。そのピークは、九月三日から五日にかけてであり、被害者の数は今日も地域ごとの調査が続けられているが、二〇〇〇〜六〇〇〇人(松尾尊允「朝鮮人虐殺事件」『国史大辞典』による)といわれている。たとえば、九月七日の沼津警察署長による富岡村長あての文書によれば、「流言蜚語ノ為メ警備ニ当リ拳銃刀剣其他ノ戎器ヲ携帯スル向有之哉ノ聞エアリ」と記されており、この地域でも自警団が結成されていたと思われる。須山村では、駿東郡役所からの調査にこたえて、消防組・在郷軍人会・青年団を中心に、避難民の救済、夜警、流言浮説の防止などにつとめたと回答していた(663)。

政府が朝鮮人迫害をやめるように訴えたのは、九月五日の内閣告諭によってであり、ようやく七日になって全自警団を統制下におくことによって迫害を沈静化させた。しかし五日の告諭でも「流言」が無根拠であることを明記せず、七日以後も事件の真相を隠し、合理化につとめた。資料「朝鮮人警戒の件」(648)は、この時点の中央からの通達であり、そこには朝鮮人も「同胞」であり、「総ヘテノ朝鮮人カ悪ルキ企テヲナシ居ルト思フハ大違ヒナリ」とし、「噂」に惑わされないように訴えていた。しかし、九月一〇日付「震災における流言について」(650)に見るように、在郷軍人会では、朝鮮人の「放火」もないわけではなく、また社会主義者による「誇張宣伝」に警戒の眼がむけられ、その

ニュアンスに微妙なちがいがある。

関東大震災のもうひとつの政治的余震は、社会主義者に対する弾圧であった。震災の混乱に乗じて、警察と軍隊は、東京亀戸署内で社会主義者一〇名を殺し(いわゆる「亀戸事件」)、九月一六日には憲兵隊の甘粕正彦大尉らによって、無政府主義者大杉栄・伊藤野枝夫妻と甥の橘宗一が扼殺された「甘粕事件」が起こった。この事件は、多くの波紋を広げたが、資料「甘粕大尉減刑歎願に関する賛同依頼」(662)は須山村に送られてきた「依頼状」である。これにどのように答えたかは不明であるが、これは大杉の行動を「天災ニ乗ジ凶暴不穏ノ行為ヲ敢テシタ」と決めつけ、甘粕の行動を「一毫ノ私心」なき「徹頭徹尾憂国ノ所為」と美化し、情状酌量による減刑をよびかけたものである。その後、甘粕は同年一二月、軍法会議で懲役十年の判決をうけたが、二六年には出獄、満州へ渡ったことはよく知られている。

こうした震災に露呈した〈不安の構造〉は、昭和の「暗い時代」の先触れであり、この事件をひとつの分水嶺として地域の姿も変貌していった。

(三)「戦時生活様式」とは何か―戦争中の裾野の暮らし

一九三一(昭和六)から四五(昭和二〇)年の敗戦にいたる一五年間は、一九三七(昭和一二)年の日中戦争勃発を境に二分される。前期は昭和恐慌とそこからの回復の時代であり、同時に「準戦時体制」の雰囲気が暮らしのなかにも浸透していく時代であった。それに対し、後期はいわゆる「総力戦体制」の下で、暮らし全体が戦争にひきこまれいく時代に転換する(この時期の暮らしの詳細については、拙稿「地域のなかの戦争―裾野の昭和史―」『裾野市史研究』第四号、一九九二年を参照されたい)。

日中戦争がはじまる以前の裾野地域には、まだ戦争の影はあまり及んでいない。本資料集(第五章第二節)に見るように、一九三〇年にはじまる昭和恐慌は、繭価や農産物価格の下落によって人々の生活を圧迫しているが、それも長野・山梨など養蚕県の惨状に比べれば軽度であり、人々の日常は大正期以来の軌道の上を走っているという印象が残る。暮らしは「現代化」にむけてゆるやかに進展していた。裾野―深良間には七人乗りの小さなバスが、日に六往復運行され(786)、三三年に行なわれた岩波での交通調査によれば、自転車の利用はかなり進み、自動車の往来も活発になっている(792)。衛生・医療については、小泉・泉・富岡・深良四ヵ村による伝染病院である中駿病院が、泉村若狭森へ移転することに決まり(三三年一二月には上棟式が挙行。790、791)、また伝染病予防のキャンペーンがくりかえし行なわれていた(789)。水の問題については一進一退の様子であり、夏の盛りに公文名からの送水が止まったため、飲料水がなく風呂にも入れないという茶畑の苦労が記録に残っている(793)。しかし他方で、深良では村全戸が利用できる水道の通水式が盛大に行なわれたりしていた(794)。一方、暮らしを彩る大衆の娯楽については、田場沢の郷土芸術研究会の資料が断片ながら残っている。この集団は、本資料集所収の「赤潮会日誌」(915、昭和七年)によれば、一九三二年一月一〇日に設立された田場沢青年団による地域文化サークルである。そしてその会創立三周年(一九三五年)には、「駿河俠客、清水次郎長」「桜咲く頃、青春物語」「千本松原の仇討」などを上演したのである(798)。これはおそらく同時代のモダニズムに対抗的な「郷土主義」の系譜に立つ集団ではないかと思われるが、こうした自主的な集団の活動とそれを見る大衆という構図のなかには、いまだ戦争は切実なものとなっていなかったことは確かである。

この時代は周知のように、昭和恐慌からの脱出のため、各村では経済更生運動が展開された時期にあたっていた。この運動の実体については、第五章第二節でとりあげられると思うが、暮らしの側面については、〈経済更生のため

の生活改善〉が実施されたことに注目しておきたい。ここでは小泉村佐野第二区の「生活改善規約」(797)を収録したが、そこでは「時間励行」を「経済更生ノ主眼」と捉え、「時間節約ト財産増加トハ因果関係ヲ保ツモノ」であり、「尊イ時間ヲ他人ニ空費セシムルハ道徳的犯罪」と強調していることが興味深い。さらに結婚披露・祝儀・葬儀・法事などの質素倹約が説かれている。つまり、この時期の生活改善とは単なる質素倹約のすすめでもなく、またのちに見る〈戦争のための生活改善〉ともちがった性格をもっていたのであり、やや論理的にいえば、生産力上昇による財産拡大の合理性という性格を含んでいた。また、この時期の民衆の生活水準をみる資料はきわめて少ないが、僅かに前記「生活改善規約」を作った佐野二区の調査が残っているので収録しておきたい(796)。これによると、二一八戸中、生活が安定しているものが一六八戸を占め、「辛ジテ自活」できるものが三九戸、「自活困難」なものが一一戸であり、相対的には安定している状況をみることができる。

村の世相の動きとしては、ユニークな国家主義者である渥美勝の記念碑が建てられ、以後毎年記念祭が行なわれていくことになる(788)。また一九三四(昭和九)年五月一四日午前五時二〇分に起こった裾野駅構内における急行貨物列車九輛の脱線転覆事故は、幸い死傷者はなかったが、裾野の歴史に残る大惨事であり、当時の新聞記事からほぼ全文を収録した(795)。

一九三七年七月七日の蘆溝橋事件の勃発以後、裾野の暮らしは一変する。次々と出征していく人々が続き、村では出征兵士の家族後援会が組織される(799)。そこでは毎月一回の慰問と毎月二円の贈呈などが記されている。また軍馬に砂糖を慰問品として送る運動などもはじまった(801)。またいわゆる「銃後の護り」のための施策や運動が、次々に実施に移された。九月には各村に「防護団」が結成され、来るべき敵機による空襲に備えて、早くも「灯火管制」が

実施された(800)。「突然其ノ筋ヨリノ通報ニ依リ」という言葉の背後に戸惑いが見えている。こうした「銃後の護り」の実践は、翌三八年二月には小泉小学校校庭における毒ガス実験の見学(804)となり、「灯火管制」の一環として街路灯の残置計画の策定が緊急の日程にのぼっている(810)。さらに四〇年一〇月には、防空用防毒マスクの購入へとエスカレートしていった(822)。

つぎに注目すべきは、「戦意昂揚」のための啓蒙宣伝である。戦争はいつもイベントや行事を作り出し、それによって戦意の昂揚と国家への忠誠を調達し、これを通してくりかえし「国民」としての自覚を確かめさせていく構造をもつ。その意味で戦中期の日本でもおびただしい行事が創出されたが、ここではその典型として、南京陥落の提灯行列(802)、紀元二六〇〇年祭奉祝(817)、そしてシンガポール陥落による戦捷祝賀行事(826)の三点を収録した。そこでは決められたルールに従って、神社参拝、戦死者への黙禱、出征家族慰問、旗行列などが実施され、「皇軍」への感謝と「国運ノ隆昌」が祈られた。また映画会もくりかえし行なわれた。これは大衆への娯楽の提供であるとともに、それを通してより深く「戦意昂揚」を内面に定着させていくことを目的としていた。たとえば国民精神総動員のための映画会(806)、銃後美談「日の丸馬車」の上映会(818)などが開かれ、また「警防思想普及の為め」の大衆芝居の公演(833)も行なわれた。さらにラジオの威力も重要であり、ここでは一例としてある日のラジオ番組を収録した(828)。そこにはラジオ体操ではじまり、「国民の誓」が朗読され、正しい隣組生活が説かれ、「殉忠の心」が朗読され、夜は舞台中継「元禄忠臣蔵」を聞いて、「今日の戦況とニュース」で締め括られている。また音楽も軍国歌謡の全盛であった。こうした多様なメディアを通した「戦意昂揚」政策は、太平洋戦争に入ると大政翼賛会文化部による農村文化協会の設立という形をとって集約されようとした(830)。ここでは「健全娯楽」という言葉が「清潔な帝国」としての軍

国主義体制のキーワードとなった。
いわばそうした非日常的出来事に引かれながら、〈戦争〉は民衆の日常生活の奥にしだいに浸透していく。戦時下の「暮らしの風景」を考えるとき、そのキーワードともいうべきものは「戦時生活様式」という概念である(812)。これは一言でいえば、戦争を担う国家によって作られた正しい暮らし方という概念であり、それは「正しい国民」と「正しくない国民」(当時「非国民」とよばれた)との境界を引く分岐点を構成した。すでに触れたイベント・行事への積極的参加は「正しい国民」の当然の行為であり、さらにたまにそれに参加すれば済むのではなく、日々の暮らしのなかで不断に実行しなければならない概念として人々を拘束していった。
この時代の大衆の日常生活は、軍需インフレーションの下での物価上昇と物資統制によって特徴づけられる。特に物不足は三八年に入ると、急速に日常生活に浸透していった。まず、一九三八年における綿製品の不足による配給実施(803)、石油の規制(805)、鉄鋼の配給統制強化(808)から始まり、三九年の「金保有状況調査」に基づく金製品の強制買い上げ(813)などをへて、四〇〜四一年になると、砂糖、育児用乳製品、タオル、マッチ、清酒、糸、食用油、菓子など生活の全域に拡大した。ここでは特に主食の米について、富岡村の「米穀配給ニ関スル基礎調査」(823)と四一年三月の配給状況(824)を収録した。また資料827では、砂糖の特配が「南方共栄圏拡大の輝かしき戦果の賜」と意味づけられていることに注意しておきたい。
こうした経済的状況のなかで、〈国民精神総動員のための生活改善〉が実施されていった。そこでは前期の〈経済更生のための生活改善〉がもっていた生産力上昇による財産拡大の合理性という側面は後退し、暮らしの収縮という前提のうえで、戦争のために物資・精神を動員するための生活規範がくりかえし説かれることになった。関東大震災記

念日の「酒なし日」(807)や「門松締飾及虚礼的贈答廃止」(815)、「電気の倹約」(816)もその一環であり、「小泉村生活改善実行規約」(811)はこの時期の物資節約の項目を集約したものである。また「支那事変勃発二周年記念実施に関する件通知」(814)は、七項目を具体的にあげて、戦時下における「正しい国民」としての生活規範を説き、「戦時生活様式」の典型を表現している。しかしこうした正しい「戦時生活様式」の強調の裏側には、そこからの逸脱が起こっていたということもできるだろう。ここには収録できなかったが、裾野の有力者が米を公定価格より高く地元の米屋に売って、闇取引で沼津署に逮捕された事件(『静岡新報』一九三九年一二月二六日付)や原木を木炭以外に横流しをした「犯罪」、あるいは労力奉仕や干し草の供出を拒んだりする事例も存在した(「題名なし・区長あて文書」)。これらの「戦時生活様式」からの逸脱こそ「非国民」の行為であり、たとえば最後の事例では、制裁として「一切ノ配給品ノ停止」がなされている。つまり逸脱者に対する警察の逮捕、村での配給の停止として境界線が引かれていた。

こうした逸脱者の事例は、逆にいえば戦時体制のほころびの表現であり、こうした体制の矛盾は戦争末期になるとより深まっていったと思われる。たとえば、資料819は出征時の旗幟や入営兵の付き添いの禁止などを指示したものだが、さらに挨拶状、送別会、千人針なども禁止されている。そしてその理由に「防諜上」「軍事ノ秘密」などスパイ防止の必要が記されるようになった(825)。こうした動きは人々の間に疑心暗鬼をうみ、相互に監視し密告しあう矛盾を増幅していった。

またそれ以外の村の世相の動きについては、事情は必ずしも明らかではないが、深良村における「癩療養所設置反対理由」(831)をあげておく。

最後にあげた「大東亜戦争敵機来襲の記」(835)は詳細な日誌の抄録である。

こうして敗戦はもう間近に迫っていた。

（安田常雄）

（四）戦争と寺社

本節では大正から昭和期の寺社関係の資料を掲載した。954は富岡村村社八幡宮の社掌俸給についての資料。955は定輪寺の山林復古を中心とした略縁起である。さて、寺社は昭和に入り戦時体制の進展と共にその一端を担うようになる。956はそうした雰囲気との相乗関係の窺える佐野原神社昇格運動の記事。957は泉村村社浅間神社の再建記事。958、959、960、961、962、964は神社や敬神思想が戦時体制のイデオロギーとして機能したことを如実に示している。963は金属品献納運動の資料。こうした戦争と神社との深い結びつきへの反省から戦後は国家と神道との分離が行われた。965、966はそのもとでの祭典費、八幡神社改築費の徴収に関する資料。962の戦前の護国神社寄付金割当と比較してみたい。

（岩崎信夫）

二　地域経済のすがた

（一）地域経済の展開と地主制・米騒動

(1)農産業の発展と地主制、米騒動への対応

①農産業の発展　この項には一九二〇年代までの当地域の農産業を中心とする経済活動に関する資料を集めた。675は、

泉村茶畑出身の実業家芹沢多根の活発な事業活動を示す新聞記事。676、681は明治以来特産業として発展が図られ、順調に成長してきた竹産業の資料である。681の株式会社福島竹パイプ製造所の定款は年月日の記載がないが、株式会社の設立謄記簿によれば一九三五(昭和一〇)年設立であるので、この頃のものであろうと推定した。株式の引受人もこの時期で合う。従ってこの項より時代が少し後になるが、製造所自体は大正期から活動をしていたことが確かなので、この時期の竹産業に通ずると考えここに入れた。678、679はトラクター導入や耕地整理についての農会や村当局の努力を示す。その農会とはいかなる組織で、何を行ったのであろうか。市町村―郡―道府県―帝国の各段階からなる系統農会が法制上確立したのは一九一〇(明治四三)年の農会法改正によってであった。677はその末端としての深良村農会の会則である。これによれば、農会は「深良村」によって組織され、その経費は会員が地価を基準として分担する。その目的は「深良村農事」の発達を図ることにあり、広範な事業が目指されている。また680は小泉村農会の購買販売業務の細則。戦前の農会の実態を知る上でも、戦後の農協の発展を考える上でも興味深い。

②地主制の展開　当地域においても地主制は相当程度展開した。682は静岡県地主大会の新聞記事で、県下の地主層の動向の一端を示す資料である。会員資格を地価一万円以上とし、農業倉庫設置や産米検査実施を課題としている。683は静岡県地租軽減期成同盟会の下部組織と推定される駿東郡地租軽減期成同盟会の指導の下に、須山村の戸主の大部分が署名したと思われる地租軽減の陳情書である(一九一六年時点で全村二〇〇戸、この陳情書の署名数は一六四名、署名略)。日露戦争後、不景気―税収減の事態が進行する一方、日露戦争の外債の返済負担がのしかかり、明治末から大正初年は、財政整理が政府の重要な政治課題となっていた。他方不景気と日露戦時の非常特別税の重税に悩む民間からは減税要求の声が挙がった。こうした文脈で本資料を見ると、財政整理―減税(民力休養)―産業振興の線の主

張である。その上で減税が商工業者に傾きがちであるとして、営業税撤廃運動に神経をとがらしている。地租負担を重く感ずると共に、課税の公平を強く要求し国家の基礎を農業に置く農本主義的な主張を強烈に打ち出しているなど、当時の農民(地租負担農民＝自作・地主層)層の主張が良く現れているように思われる。この陳情書自体は郡役所に提出後、第一次世界大戦・対独国交断絶に配慮する県同盟会の指示があり「申出ニ依リ返戻」されている。684、685は小作証である。次の686「小作慣行調査」と併せ当地域の小作制の一端を知ることが出来よう。この「小作慣行調査」は一九二三(大正一二)年一月二六日付けで須山村村長より駿東郡第二課長宛提出されたものである。なお684で宛名が御宿人民惣代になっていることにも注意したい。御宿区有地が小作に出されているのである。

687、688、689は地主・小作間の緊張関係を示す資料。一九二四(大正一三)年七月小作争議の激化を背景に小作調停法が公布(一二月一日施行)された。687はそれにもとづく小作調停委員選出の実際の有様を窺う資料。688は泉村に小作問題が潜在していることを報ずる新聞記事。尚、文中「字伊豆島田」は小泉村に属する。どこかに錯誤があると思われるが詳細は不明である。昭和に入って小泉村富沢では小作争議が起こるのであるが(第五章参照)、その土壌を考えさせる。また689は年不詳であるが、大正期或いは昭和期の小作人自身のまとめ上げた文言として極めて貴重である。深良村を構成する切久保以下七つの最寄りの小作人が四箇条の規約をし、これに一一九名の署名が添えられている。年代・背景など署名を手がかりにさらに詰めてみたい。

③米騒動への対応　第一次大戦の好景気に伴う物価高を背景として、一九一八年八月二日のシベリア出兵宣言をきっかけに米価の暴騰が起こり、全国的な米騒動に発展した。裾野地域ではこれより先六月一一日に富岡村で外米購入希望者調査が行われている(690)。このときの外米価格は倉庫渡し一石一八、九円で、同年六月の東京深川正米市場価格

は二八円を超えていた(大戦開始時一六円台)。なお神戸鈴木商店は大戦中投機的な取引を行って急成長を遂げつつある商社である。ついで全国レベルで騒動がピークに達した八月一三日には郡第一課長より各村長宛に「所持米売り惜み」をさせないようにとの通達が来ている(691)。また同日政府は恩賜金三〇〇万円を各府県に分与することを発表したのであるが、これについては、一五日郡役所に町村長が招集されて説明があり(692の日付はこれを採った)、一七日付けで駿東郡長より須山村には六三円四一銭配当されることが内訓された。須山村ではこれを戸数割等級外の寡婦、孤児、病者等実際生活困難の者に現金で配分した(692)。小泉村二ッ屋区では、一六日外米購入注文の取りまとめを行っている(693)。米騒動は全国的には八月一七日以降収束に向かうが、早くも二二日には郡第一課長及び沼津警察署長より「米廉売抑制の通牒」が来(694)、騒動終結(九月一二日)後の一〇月一五日には、小泉村長が騒動の余波を小作争議に波及させないよう各区長に警戒を呼びかけている(697)。さて民衆騒動という視点から見た場合、裾野の実情はどうだったのであろうか。695、696の在郷軍人会須山村分会の報告がこの間全く平穏であったわけではないことを僅かに伝えている。この点については一口で裾野地域といっても村毎に経済事情が異なり、米価高騰の利害が異なることに注目する必要があろう。現段階で言っても米の生産の多い小泉村や深良村では米価の暴騰は村民の経済にむしろプラスに作用し、「生活状態ニハ角別ノ事モナカリシ」(大正七年小泉村事務報告)「村民一般ノ経済状態稍々豊カナルヲ得タルモノノ如シ」(同深良村事務報告)などと述べている。逆に山村で田地皆無、僅かな陸稲しかなかった須山村ではマイナスに作用し、細民の間に不穏の空気も生じたのであろうことが推察されるのである。

(岩崎信夫)

(2) 大正期の入会・林野

第四章第三節(2)には、部落有財産統一と泉村騒擾事件と題して、大正期の入会林野をめぐる資料を収録した。資料698〜701は、泉村「騒擾」事件に関する資料である。一九一六(大正五)年五月一五日、「各大字代表の部落有財産統一并入会権整理委員」二八名は、静岡県技手・泉村長および助役臨時代理者らの立会のもと、大字有の土地を泉村に寄付し入会権を放棄する協定書に調印した(698)。これは同月二二日に開かれた村会で若干の修正をして決議される。この決議をめぐって、村内が統一推進派と反対派の二派にわかれる紛争が生じた。統一推進派の中心は村長勝俣邦俊、村議芹沢多根、反対派の中心は村議芹沢倉次郎、小佐野彦次郎、藤原重治らであった。反対派は、推進派を「財閥派」と呼び、自らを「細民派」と称してこれと対峙した。

一九一〇(明治四三)年以降、地方改良運動の一環として部落有林野整理統一事業が展開されるが、泉村の部落有林野統一も、県・郡の指導を受けて推進されたものであった。泉村の部落有林野は、箱根山の西斜面一帯に広がる一三〇〇町歩近くの山林・原野および若干の畑である。大字茶畑が所有し茶畑・平松・麦塚・久根・公文名が利用する土地と、久根・公文名が共有・利用する土地とからなる。この土地は、採草・採薪にとどまらず、明治三〇年代以降開墾が次第に進み、またキセルのラオなどの竹細工の原材料採取など、村内中下層の広範な人々にとって不可欠な存在であった。反対派の村議らはこうした村内中下層の人々に担がれていったんは決議した部落有林野統一を取り消す運動を開始するのである。

紛争の経過がたどれるように資料699に『静岡新報』に掲載された関連記事を配列した。『静岡新報』は『静岡民友新聞』とならぶ静岡県の地方紙であるが、当時の新聞は政党色が強く、『静岡新報』は政友会系、『民友新聞』は非政友会系であった。駿東郡は政友会の地盤といわれるように、村内有力者層の多くは政友会系であった。したがって政

友会系の村内有力者が主導する村政について『静岡新報』は好意的な報道をし、村政に反対する勢力については批判的な報道をする傾向がある。その点、新聞資料を読むさいには注意が必要である。ここでは初審の判決とそれに対する被告側の控訴までを採録したが、この裁判は大審院まで争われ、一九一八年三月被告たちの上告が棄却され刑が確定する。芹沢倉次郎はじめ全員が執行猶予つきで、懲役一年二月が一名、一年が二名、六月が三〇名であった。

その後、統一推進派と反対派が和解するのは一九二一(大正一〇)年に入ってからのことである(700)。さらに一九二五(大正一四)年、大字茶畑では「茶畑大字山地保護規約」(701)が設定され、関係権利者二一一名が確定され現在に至っている。ちなみに、部落有林野統一整理事業は、各地で慣行使用権の根強さに抵抗をうけ、広大な部落有林野を統一しつつも、一九三九(昭和一四)年には打ち切りになる。

資料702〜705は、深良村の公有林野に関する資料である。現在の深良財産区につながる深良公有林野についての調査はいまだ充分ではないが、大正期には、一九一五年の「深良村深良公有財産管理規程」をふまえて、公有林野の入会についての諸規定が整備される。「深良村大字深良公有林野ニ関スル施行細則」(702)では、公有林野内に境界線を設け、「境界線以下」を各最寄(集落)の貸付地、「境界線以上」を大字深良全体の入会地とし、それらの利用について定めている。また、「申合規約」(703)では、公有林野へ入山する権利者について定めている。入山権利者を一九一七年二月二七日現在の大字深良住民に限定し、転籍者、寄留者、一家創立者等の加入について定めている。資料704は、大字深良内の最寄、切久保・遠道原の「公有山分割規定」である。住民を「旧戸」「新戸」「新々戸」等にわけて、それぞれの権利を規定している。林野などの財産に関する権利について、住民に差等を設けている点が注目される。資料705は、深良公有林野を遊園地等の事業経営のため箱根土地株式会社に貸与する契約書と覚書である。その後、同様の貸付契

約が「騒擾」事件後の泉村村有地についても交わされる。

一九二一(大正一〇)年、愛鷹山を含む富士御料地は世伝御料から普通御料に変更される。世伝御料とは、皇室典範の定める皇室財産制度の一つで、天皇の世襲財産で分割したり譲渡したりすることが許されないものであった。一八九九(明治三二)年の沼津町ほか一〇か町村組合への愛鷹山払下げも、世伝御料を除いた普通御料の分のみにとどまった。そこで、この機会にそのさい払下げられなかった部分の払下げを請願したのが、資料706の「御料地払下願書」である。この請願は聞き届けられなかったが、この時点では、沼津町ほか一〇か町村組合として請願するのではなく、富岡村として請願している点が注目される。また、採録はしなかったが、同じ時期、富岡村大字桃園の御料地払下げも別に請願されている。

(湯川郁子)

(二) 昭和恐慌から地域戦時経済へ

(1) 昭和恐慌と裾野の経済

①昭和恐慌の波及　一九三〇年、日本経済は未曾有の恐慌に見舞われた。昭和恐慌である。836、837、838は村当局が議会に報告した「議事報告」の抜粋である。「議事報告」は町村制一一三条三項に基づくものであるが、記述に精粗があるので、裾野地域五ヶ村のうち事態をよく伝える三ヶ村の報告を選んだ。須山村(836)では陸稲以下の作柄は良好であったが「其ノ価安クシテ遺憾トモ致シ難ク」、また重要な現金収入源である養蚕は春蚕が半価、夏秋蚕の価格は三分の一以下であった。富岡村(837)では、繭価惨落、駿豆大地震について記し、小泉村(838)は農家経済の惨状はその購

買力の衰退を結果し、ために半農半工商の同村は其の影響が工商に及ぶと報告している。839は沼津繭市場の繭価相場の新聞記事である。大暴落であった。840は裾野繭市場存続陳情の記事。

②さまざまな対策　恐慌に対し、浜口雄幸民政党内閣の対応は鈍かった。もともと一時的な不況は覚悟の上で、第一次世界大戦中の戦争景気で発生した過剰生産力を産業合理化の掛け声のもとに整理淘汰し、同時に輸出競争力を強化し、本格的な景気回復を図ろうと言うのが内閣の基本的な考えであったからである。恐慌対策の遅れとロンドン軍縮条約への不満などから、この年一一月浜口首相は右翼に狙撃され、翌一九三一年四月若槻礼次郎民政党内閣に代わった。しかし軍部は九月一八日満州事変を引き起こすに至り、若槻内閣は瓦解、同年末犬養毅政友会内閣が誕生する。同内閣は軍部に同調する路線を選ぶとともに、民政党内閣の政策を捨て金本位制を停止し、恐慌からの脱出を図る。こうした経過の中で、村当局は必死で恐慌とそれに続く不況への対策を講ずる。村当局の眼前には経済の極端な不振に苦しむ住民があり、村・県・国税の滞納増加、事業の停滞などの事態があった。深良村では一九三一年の六月に静岡県に対し「農山漁村失業救済資金」二万二千円余の借入の申し込みをしている(841)。村財政規模が二、三万円の頃である。さらに同年七月には「農業共同施設及小開墾資金」のための起債許可を求め、許されている(842)。さて一九三二年八月四日県当局は「生活状況」調査をする。「道徳観念減退ノ傾向」「共同的観念ノ減退」「滞納者ノ激増」「上下ノ差別減退」などなど、「生活困窮」に伴い、村社会の秩序を揺るがす傾向が生じていることが、赤裸々に報告されている(843)。844は八月二二日付け農村振興土木事業による県費補助内定の資料である。「労力費ノ多キモノヲ選択」せよ、「本年度内ニ必ス完了」「地元町村ニ於テ直営施行ノコト」などとあり、政府の不況対策が実質的効果を重視していること、それだけ真剣味を帯びている状況を窺うことが出来よう。一九三二年の八月と言えば

五・一五事件で犬養首相が凶弾に倒れ、斎藤実軍部内閣発足後すぐの時期で、この月二二日から開かれた臨時議会は農村再建に議論が集中し「救農議会」と言われた。犬養内閣以来の大蔵大臣高橋是清は農村土木事業に各種資金や予算を投入する農村救済予算を成立させたのである。845でみると泉村では村当局が改めて事業の部落請負の推進を村議会に提案し「満場異議ナク可決確定」されている。斎藤内閣はまた後藤文夫農林大臣のもとに農山漁村経済更生運動を始め、一九三二年九月農林省に経済更生部を新設し、一〇月「農山漁村経済更生計画に関する件」の農林省訓令を出した。848はこれにより経済更生計画の指定村になったのを承けて一九三三(昭和八)年に設定された泉村経済更生委員会規定である。広範囲の地域有力者を動員している。政府は精神的な自力更生を重視し、そのため村レベルでは村長・小学校長・産業組合役員等を中心人物と称し、部落レベルでは中農層を中堅人物と称して広く動員したのである。さて税金の滞納増加に対し、村当局は納税組合の設立を奨励し、成績優秀な組合には奨励金を出して納税意欲の向上に努めた(846)。847は沼津税務署の要請で提出された須山村の模範納税組合調書であるが、一村の納税組合の概要が分かって興味深い。また一九三三年には農村負債整理組合法が公布された。849はその泉村における例である。大字茶畑以下の五部落に負債整理組合が設立されたのをうけて、負債整理委員会が設立され、委員会は「組合員及債権者間ニ於ケル負債ノ」条件緩和の斡旋をしたのである。850は負債整理組合に貸し付けるための事業資金を泉村が政府から借り出すための事業計画書である。各組合の整理を要する負債総額(その合計は一二組合八万円)が興味深い。また851は富岡村大字今里の負債整理組合の沿革である。文書の年月日は不詳であるが、内容から見て一九三三(昭和八)年度より後、一九三四年か五年頃では無かろうか。852は戸数割の等級引き下げ嘆願書である。個人の困窮の有様を知ることが出来よう。また853は小泉村の市町村吏員等に対する俸給給料の支払い延滞額調べであって、村当局の困窮の一端を

知ることが出来よう。

③**景気回復**　昭和恐慌による生産水準の下落は高橋財政下、一九三三年には世界に先駆けて恐慌前の水準に回復したとされる。しかし農村部の景気の回復はもっと後である。854以下、事務報告の中から景気回復の記述のあるもの三点を採った。854によれば泉村では景気回復が実感されるのは一九三五年であり、農産物が豊作でかつ価格も高値を保ったからである。855と856に見るように、富岡村と小泉村では景気回復は一九三六年である。泉村の場合と同様に豊作でかつ価格も高値を保ったからであるが、この年から米穀統制法が敷かれ価格の安定に寄与したと特筆されている。満州事変と経済統制はこの時点では効果を現しているのである。

(2)　小作争議と自作農創設政策

①**小作争議**　一九三〇年代は全国的に小作争議が頻発した。当地域では小泉村富沢での一件が記録に残っている。労農党が強力に関与したところに一つの特徴が見られ、またその故に新聞記事にもなったのであろうが、争議の全貌は関係者が既に亡くなっていることや直接の記録が発掘されなかったことなどもあり、必ずしも明らかではない。ここでは857以下870まで『静岡新報』の記事を採った。尚、同一人物と思われる者が記事により異なった姓名で表記されている場合があり、その場合は例えば［Cカ］(人名)のように表記して推定であることを示した。尚865は他地域の「富士土地研究会」発の文書であるが、この時期の地主側の危機感と立場を良く代弁していると思われるので採用した。また871は米の不作がはっきりした一九三四年秋段階での駿東郡下の小作争議の展望で、深良村、小泉村の名が挙がっている。

②**自作農創設維持事業**　小作争議にたいし当局側が根本的な対策の一つとしたのが自作農創設維持事業であった。国レベルでは既に一九二六(大正一五)年五月の農林省令「自作農創設維持補助規則」から始まっているが、当地域で真

剣に取り組まれるようになったのは、昭和恐慌以後のようである。872は一九三五年小泉村が同事業を始めるに当たり一万三千円余の資金の借用を県に対し求めた時の文書である。この年の財政規模は四万四千円余であった。この時の事業計画書を見ると、①で触れた小作争議などが当局者の危機感を高めて事業を具体化させた事が十分窺える。また「下級の小作者にして勤勉力行信義を重んじ素行善なるものを選定し」とあり、実際の自作農創設とともに、その希望を抱かせることによる素行善への誘導という両面の狙いがあったと考えられる。ではこうして始められた自作農創設維持事業は具体的にどのように行われ、どの程度の効果を収めたのであろうか。前者を考える手がかりとして873の「貸付規定」を採った。その効果の検討は今後の課題としたい。874は一九四三年の自作農創設維持事業改正についての通知である。太平洋戦争の激化・長期化により自給食糧確保が緊急課題となったことに伴う改正であった。

(3)　地域経済の戦時編成

①統制経済の強化　一九三七年七月近衛文麿首相就任直後日中戦争が勃発する。これ以後の農村経済の経年的変化を見る手がかりとして各年の泉村事務報告をとった。875の戦争二年目の一九三八年事務報告は、「戦時経済体制はいよいよ統制強化され」「物価は卸小売共に上昇」したが、「農産物価も高騰」したので「農村経済も調和を得るに至る」と記述する。広大な中国大陸全般に戦線を拡大した結果、資金を始め全ての資源を戦争に動員しなければならなくなり、五月国家総動員法も公布されると言う状況を反映した記述であるが、この段階では地域経済は必ずしも悪くない。農産物価も高騰しているからである。翌一九三九年は相次ぐ内閣交代や第二次世界大戦勃発など、内外共に目まぐるしく激動したのであるが、876にある如くこの間統制経済はさらに強化され、肥料も秋から配給割当となった。877、一九四〇年になると、統制経済は格段に強化され、米も国家管理となり、甘藷も統制となった。そして878、一九四一年

には蔬菜も自由販売を停止された。この年一二月、日本はアジア・太平洋戦争に突入し、以後情報自体秘匿されるようになる。

②**戦時下の経済生活**　この項では戦時経済体制下の裾野地域の人々の経済生活を多面的に見たい。879は箱根竹、スズ竹の自然枯死の資料。880は日中戦争応召農家にたいする支援策の資料。881、882は村税、農会費の滞納解消の呼びかけである。長い農村不況を通じ村税・農会費の滞納が生じているのを、日中戦争開始による精神的昂揚をてこに解消を図っている。883は小泉村長名義の満州農業移民参加者見送りの呼びかけであり、888は、内原訓練所からの帰還者出迎えの呼びかけである。884は製糸女工などの求人連絡であり、886は農繁期の雇い人賃金。885は価格等統制令の地域への浸透を示す資料。価格等統制令は国家総動員法一九条に基づき一九三九年一〇月一八日公布された。一切の価格を一九三九年九月一八日の水準に固定するとするもので、日中戦争開始以来の各種の価格統制も一般物価とともにこれに統一された。以後戦時インフレーションの昂進と共に闇価格が横行するようになった。887は菓子屋の統合、889は木材統制法による立木伐採の強制割当、890は立木売渡の勧奨の各資料である。

（岩崎信夫）

三　教育の諸相

（一）　大正デモクラシー下の教育

(1)　初等教育の革新と中等教育の拡充

大正デモクラシー下における学校教育は、児童の自発性や個別性、自由性を重視した新教育と、第一次大戦後の教育改革の基本を答申した臨時教育会議が強調する国家観念を涵養する教育とが併存している。資料708は、新教育運動の一つである明石師範付属小学校の及川平治が主張した児童の自主的活動を重視する「動的教育論」が、駿東郡教育会にも浸透していたことを示す資料である。この新教育運動のなかで、とりわけ裾野で開化したのは自由選題による綴り方教育である。一九二五年（大正一四）から地域の児童文集、『児童文苑』が発刊されることになるが、これについては第五章第四節にトピックスⅤとして収録した。資料707には、第一次大戦の開戦による出征および応召軍人の子ども達に対して授業料の便宜を図り、応召された学校職員にはなるべく多額の休職給を支払うことが指示されている。大戦後の教育改革として臨時教育会議は、国家・社会への奉仕を重視した公民教育と、敬神崇祖による天皇への忠を強調している。資料709は敬神崇祖の観念を養成するために実施された教育である。また同会議では科学技術政策に対応する教育内容の拡充と体育の重視、そして教育の軍事的再編も建議した。710と712は、これに対応する資料である。

一九二〇年（大正九）、今里・金沢・葛山の中里と田場沢の人々が協力して中里に嶽南小学校の分教場を設置した。しかし一九二五年（大正一四）に駿東郡長は、本校である嶽南小学校を御宿の宮原区に移転し中里の分校を廃止するよう指示した。これにより嶽南小学校の位置をめぐる地域の対立が再燃することになった（一九〇九年から一九一七年に起こった紛争は資料編近現代Ⅰに収録）。この紛争は分村問題にまで発展している。資料713から717は、この地域対立が嶽南小学校の御宿区への移転改築によって、ようやく解決をみるまでの経過を示している。なお、718と722は地域の人々が子ども達のために小学校に運動用具を寄付したり、無料で散髪に出張したりしていた資料である。

明治末期に義務教育年限が四年から六年に延長されたことを契機に、裾野の各小学校は既設の高等科を廃止し尋常

科六年のみの小学校となった。しかし一九二二年（大正一一）に郡長が高等科の併設を訓示したことを受け、小学校に二ケ年の高等科を併設することになった。719は、深良の小学校に二ケ年の高等科を併設するため、移転改築を村会で決議した資料である。深良では、その後一九二五年（大正一四）に幼稚園の設置を決議している（721）。静岡県では大正期になると幼稚園の数が急増する。深良の幼稚園設置は、裾野の他村に先がけての決議であった。

中等教育機関の拡充をみるのも当該期の特徴である。佐野農学校は一九二一年（大正一〇）に佐野実業学校となる（711）。そこでの教育方針を示したのが資料723である。中学校への進学希望者は、沼津や韮山の中学校に進んでいる。720は沼津中学への寄付を深良村会で決議した資料である。

一九二九年（昭和四）に始まった世界恐慌による経済的危機は、子ども達の関心を郷土産業へ向けさせるための教育実践へと導いた。そして、やがてそれは郷土教育として学校で展開されることになった。資料724は、須山と深良の小学校で行なわれた郷土教育の内容である。なお、725は不二聖心女子学院の前身である温情舎が、不二農園に働く人々の子ども達の教育のために開校されたことを示す資料である。

(2)　青少年団活動と農村青年共働学校

一九二一年（大正一〇）、文部省は国民教化を目的として、社会教育課を設置し社会教育の整備に乗り出した。資料738は富岡村の社会教育委員の設置規定である。社会教育課が扱う事項は、青少年団体・成人教育・民衆娯楽の改善等に及んでいる。一九一五年（大正四）の内務・文部両大臣の訓令により青年団体は、健全な国民、善良な公民としての修養機関とされ、事業団体から修養団体への組織改善がすすめられていた。726は須山青年会の活動内容を示す資料であり、727は修養団体への改組が奨励されている資料である。また、資料737と739は、葛山、田場沢の青年団である赤潮

会の日誌の抄録である。そこに記されている内容から、赤潮会が、修養団体としての性格を持つ活動を実践する一方で、従来から行なっている事業を継続し自主的な運動体としての性格も有していたことが看取できる。一九二一年（大正一〇）に今里では、少年による消防隊が組織されている(728)。少年団も当該期に結成されるが、裾野で組織された中部連合少年団は、その後、沼津を中心に組織されていた岳陽少年団に加盟した(730)。

第一次大戦後、民衆統合を目的に民力涵養運動が登場し、その一環として冗費節約・時間の確守・節酒節煙等を掲げた生活改善運動がすすめられた。資料729と731は、この運動を受けた内容である。その後一九二三年（大正一二）に出された「国民精神作興ニ関スル証書」では、教育勅語・戊申詔書に基づく教育が強調されており、「質実剛健」「醇厚中正」な公民の育成が要求されている。そのため、須山実業補習学校は須山公民学校と改称改編されるようになる(735)。須山公民学校は一九二六年（大正一五）七月に認可された。資料734の内容も「国民精神作興ニ関スル証書」を受けて、各種団体や一般の村民を対象とした教化策と言える。資料733は、巡回活動写真会開催についての問い合わせであるが、これも活動写真を利用した村民教化である。人々の日常生活に普及していた活動写真の利用は、動員手段としても有効であった。一九二六年（大正一五）には青年訓練所令も定められており、徴兵年齢までの補習・訓練体制が整えられた(736)。なお732は須山で教育を尊重するため、一九二二年（大正一一）の十月三十日を教育デーに設定しようとした資料である。

農村青年の教育施設でありいわゆる「塾風教育」と呼ばれた農村青年共働学校が、富岡の葛山に設立された。740～744は、その関連資料である。農村青年共働学校は、校長である岡本利吉が農村の中堅人物養成のために設立したもので、近代学校教育を批判し農本主義教育を行なった学校である。全国から青年を集め、半日は講義、半日はデンマー

ク式農耕を学び、自立農業を模索した。この学校は後に岩崎万里に任され、「嶽南純真学園」と改名している。

（坂本紀子）

（二）不況から戦争への教育

昭和に入ると金融恐慌が深刻化し、政府は緊縮政策を推進し、駿東郡下の各町村も緊縮予算の編成を迫られることになった。経済不況のおり、税収不足に悩む各町村にとって予算の大半を人件費が占め、その中で教員の俸給費のやりくりは大変であった。月給の未払いがあったり、寄附という名目での減棒が行われた。全国的にも農村では一段と不況を極め、東北地方の悲惨な様子が伝えられていた。駿東郡教育会長の大庭寛は郡内の小学校に教員の給料の支払い状況や児童・生徒の学費・出席・弁当の持参等の報告を求めた(891、894、895)。佐野実業学校では養蚕室、種畜舎の建設地のために賃貸契約を地主との間で締結した(892)。昭和五年一一月二六日の未明、北伊豆地方が大きく揺れた。函南地区では断層が生じるほどであった。泉小は校舎が傾斜、壁が落ち、南側校舎が最も被害が大きかった(893)。小泉小は南教室一棟が復旧を必要とする損害を受け、小泉村では基本財産蓄積として、毎年百円ずつ積み立てていたものを停止し、学校震災復旧費として静岡県からの借入を村会決議した(896、897)。また、小泉小は年々、増加する入学志願者に対応するため、高等科を設けた(898)。昭和一二年七月、日中戦争が本格化し、八月には「国民精神総動員運動」が閣議決定された。「夏休み友」にも戦時色が濃くなり、「行即教育」であり、学校が日本精神に基づく錬成のための場とされることになっていった(899)。「御召列車」通過の際は「奉迎送」のための動員の割り当てが在郷軍人会、警防団、青年団、婦人会、小学校等の団体ごとに通達された。整列の仕方、敬礼の方法、服装についての心得が指示

され、小学校の児童が最も多く参加した(900)。戦時下の生活に報徳思想が受け入れられ、岳南小にも二宮尊徳の像が建設されることになった(901、902)。昭和一五年度の岳南小の修学旅行は奈良・橿原神宮、三重・皇大神宮の参拝が目的で、行き帰りは夜行列車であった(903)。「生きた教材を得ん」として、自ら「応召志願」をする小学校の若い教員がみられた(904)。明治三六年、農業補習学校として設立された佐野実業学校が校舎の腐朽が著しいとして、昭和一七年一月、小泉村大字中畑に移転・新校舎の建築が認可された(905)。「保護者会々計報告」(一九四〇年岳南小学校)には、「遺家族児童慰問費」、「支那事変講和謝礼」などの支出が見られる(906)。昭和一六年から一九年にかけての小泉国民学校の校務日誌には応召入営兵の見送り、英霊出迎え、勤労奉仕、宮城遥拝、義勇軍の歓送、布靴配給等の記述がみられ、岳南国民学校でも「事変における行事」として同じことが位置付けられている。さらに、昭和一九年一一月から昭和二〇年七月まで空襲警報発令が目立つようになってきており、戦局の悪化を知ることができる。昭和一九年一月、帝都疎開令により東京や横浜の学童が集団疎開を始めた。裾野の国民学校では昭和一九年八月から大田区や世田谷区の児童を受け入れた(907、908、910、911)。泉村国民学校体錬大会プログラムには、「焼夷弾落下」、「敵弾突破」、「落下傘部隊」、「撃ちてし止まむ」など戦時色の濃く出た種目が盛り込まれた(909)。昭和二〇年四月、本土の空襲が激しくなると、沼津海軍工廠も一部を移転、疎開し佐野実業学校の校舎を借り受けることになった(912)。昭和二〇年七月一六日、沼津・三島は空襲を受け、高等科の児童は勤労動員として被害家屋の片付け等に出かけた(913)。

（西川尚男）

（三）　戦時下の社会教育

(1)　戦時下の青少年団活動

一九三一年(昭和六)、満州事変の勃発により自由主義・個人主義や左傾思想は敵視され、国体観念の涵養や日本精神の発揮が重視された。資料914は、国民精神の作興が青年層に浸透していたことを示している。国民精神の作興強化には天皇の存在が活用された。巡幸の記念として企画された農業試作地も(916)国民教化の一事業である。またそうした国民教化の推進には、女子青年団も大きな役割を果たしていた(918)。一方、田場沢の青年団、赤潮会は、郷土芸術研究会を創立し、演劇を主な活動内容として自主的に各村で上演していた(915)。少年団の活動もこうした国民教化の動向に歩調を合わせるようになる。この時期、裾野の少年団活動は学校教育の中に定着しているが、資料917は少年団が少年楽隊として出征兵士を送迎していたことを想像させ、地域にも定着していたことを示している。

一九三七年(昭和一二)の日中戦争開始後、「国民精神総動員運動」の実施を通じて国民の戦争への全面的動員体制が作られ、翌年の「国家総動員法」によって徴兵という戦闘への直接動員だけではなく、食糧・軍需物資の供出・献納といった形で人々を間接的にも戦争へ動員していった。日中戦争開始後の青年団および女子青年団の活動は、このような体制の中で、生産増強と銃後の後援活動を中心に展開されることになる。資料919、920および922はその活動内容である。須山の田向青年会では出征兵士の見送りが活動の中心となり、兵士への慰問文等の作成も行っていた(923、925)。

またこの頃、満蒙開拓移民の不足を穴埋めするかのように、一六歳から一九歳前後の青少年を満州に動員する満蒙開拓青少年義勇軍の募集が開始された。裾野では、約一〇名の志願者がいたが、青少年義勇軍の多くは教師の勧奨によ

って集められている。921は、彼等が茨城県の内原で三か月間訓練した後に渡満する際の、見送りに関する資料である。また青少年義勇軍とは別に、青少年の戦争動員として少年兵の勧誘があった。資料926は、少年兵と義勇軍を送出する指導者養成の講習会要項である。

一九四一年(昭和一六)、戦時体制に向けて青年団・女子青年団・少年団が一つにまとめられ大日本青少年団に統合されることになり、各町村の青少年団もその下部組織として再編成された。富岡では、富岡青少年団が結成された(924)。決戦体制への移行に伴い、生産増強のための勤労作業が小学校教育の中でも拡大していく。資料927と929に見られる子ども達の供出への貢献や山菜採集は、このような教育の成果と言えるだろう。資料928にある共同炊事の開設と季節保育所の拡充も、生産力維持を目的とした農村女性の労力確保のためである。これには女子中等学生や女子青年団等が動員された。

(坂本紀子)

(2)綴り方教育＝Topics V

第五章第四節は、前述したように「兒童文苑」を中心とした綴り方教育関連の資料を、トピックスVとして収録した。「兒童文苑」は一九二五年(大正一四)に御殿場の原里小学校教員、富原義徳を中心に刊行された謄写版刷りの文集に始まり、翌年、学年別の活版刷り月刊文集となった。一九四二年(昭和一七)以降、紙の統制により廃刊となるまで継続し、戦後「駿東文園」として復刊して今日に至っている。ここでは「兒童文苑」の中から、教師の指導内容が示されているもの、およびその指導が反映されている子ども達の作品や当時の子ども達を取り巻く環境の様子が看取できる作品を中心に抄録した。

930は駿東郡教育会における国語の教科研究会の資料で、この研究会で「児童文苑」の刊行を決定した。駿東郡の国語科指導員に委嘱された富原は、各校における国語の授業を参観し、自らも授業を行って綴り方教育を浸透させた(931)。資料932には、富原の綴り方指導の本質が述べられている。資料933と935は、富原が提唱した「生活の綴り方」という指導が反映されていると思われる作品である。掲載された作品には、文の最後に「評」を付して評価を加えているものもあるが、時には作品研究として編集委員の「合評」を記載し指導しているものもある(934)。

資料936、938、939および941、942、944は、行事・兵隊の見送り・兄弟との死別など子ども達を取り巻く様々な場面や社会状況が綴られた作品である。「児童文苑」編集委員長は、一九二九年(昭和四)に富原から古見一夫に替わる。したがってこれらの作品は、古見の編集方針のもとに掲載された作品である。資料940は古見の綴り方指導の一部であり、資料945は泉小学校における教師の具体的な綴り方指導の内容である。なお資料937は須山の教師の作品であり、資料943は「児童文苑」に掲載されていた自由画である。

一九三七年(昭和一二)以降は、「児童文苑」に掲載される作品も、父や兄の出征や戦争に関するものが多くなる(946、947)。一九三八年(昭和一三)に編集委員長が鈴木三郎に替わり、念頭の挨拶文(948)にも窺われるように、綴り方教育も戦時体制に巻き込まれ協力していくことになる。出征兵士を慰問するための手紙文が、多く綴られるようになるのである(949、950)。刊行当初の指導方針は軌道修正され、「ありさま」を「ありのまゝに」書くのは、故郷の風物を綴ることだけに限られることになる。資料951〜953は、戦時体制下の勤労動員の様子を綴った作品である。

（坂　本　紀　子）

四　大正から昭和戦前期の地域政治

第四章第五節⑴には、大正初年から一九二八(昭和三)年の第一回普通選挙の実施に至る時期の市域五か村の村政の動向を示す資料を収録した。

(一)　大正期の村政

この時期、特筆すべきは、第四章第二節⑵で取り上げた泉村「騒擾」事件とならんで、富岡村の南部三大字分離独立運動であろう。小学校の位置をめぐる紛争を契機とするこの運動は、一九一〇(明治四三)年に続いて一九一四(大正三)年、一九二五(大正一四)年に再燃する(小学校をめぐる紛争として関連資料は教育の節にも取り上げてある)。資料745は一九一四年の南部三大字(御宿、千福、上ヶ田)の分離決議書および請願書の控である。資料754、755は、同じく一九二五年の請願書および一九二六年の追請願書の控である。紛争の背景にあるのが小学校問題にとどまらない明治町村大合併以来の村内地域対抗にあることが理解できる。資料756には、一九二七(昭和二)年の富岡村政の様子を伝える新聞記事をあげた。この年、小学校の移転改築がなり、明治・大正・昭和と続いた富岡村の内紛は収束に向かう。

日露戦争後、全国地方町村で展開された地方改良運動の動きは、駿東地方では大正期に入ってから認められる。「騒擾」事件以前の泉村では、村内にさまざまな村政補助機関がつくられ、その総会が盛大に開かれている(746)。余興の一つとして、自転車競争があげられているところに時代の雰囲気をみることもできよう。また、内務省主導の地方改良運動の一方で、政友会は経費節減を目的として町村合併を進める。小泉村と泉村の合併、町制施行の計画(751)

は、そのあらわれである。小泉・泉両村は、明治町村制施行前の町村大合併で小泉村として発足するが、町村制施行まもなく一八九一(明治二四)年一〇月に分離独立したという経緯がある。その後、おりあるごとに小泉・泉の合併が画策されるが、戦後の町村大合併まで実現には至らない。

日露戦争後、戦時の非常特別税が継続され、中央での財政膨張が地方町村に波及する。村財政の破綻をうかがわせるものとして、須山村と富岡村の村税滞納の資料をあげることができる。とはいえ、須山村の一九一七(大正六)年の資料(747)では、滞納は「貧困」を原因とするものではなく「当局ノ排斥」を意図するものだと指摘されている。富岡村の資料(750)は、第一次世界大戦期の好況および戦後不況を経た一九二一(大正一〇)年のものであるが、村当局は財産差押え等、滞納整理を断行して納税観念の向上を図るという非常手段に訴えようとしている。その背後には前述した村内の紛争があった。

第一次世界大戦の勃発が「大正新時代の天佑」と呼ばれたように、日露戦後の経済逼塞が転じて未曾有の好況に湧いた。物価騰貴は、とくに給与所得者の生活に打撃を与える。学校職員・役場吏員への臨時手当ての支給が駿東郡町村長会で決定され、支給が始まるのは、しかし、戦後恐慌の前年一九一九(大正八)年のことであった(748)。

明治町村制は「不要公課町村」を理念としていたため、市町村には独自財源がなく、市町村財政は国税および県税の付加税によって賄われた。勢い課税制限がなく、課税基準が曖昧で細民重課の傾向が強いといわれる戸数割が町村税収に占める割合が大きくなる。資料749は、国税地租付加税が「制限極度」に達し、県税戸数割付加税の増徴が続くなかで「特別税段別割」を地租付加税に代えて新たに設定しようとする須山村の条例設定の稟請である。

戸数割の賦課に一定の規制を加える「府県税戸数割規則」が公布されたのは一九二一(大正一〇)年のことである。

資料752は、それにともなって制定された小泉村の「戸数割調査委員規程」である。また、一九二六(大正一五)年には、大規模な地方税制改正の一環として、府県税戸数割が廃止され、戸数割が市町村に委譲される。資料757は、深良村の「特別税戸数割条例」である。

一九二五(大正一四)年、長年にわたる普選運動が実って、二五歳以上の男子に選挙権を付与する普通選挙法が公布される。それ以前から漸次、財産条項が拡大されて、有権者数は増加していた。在郷軍人会は在郷軍人が政治に関与することを警戒して選挙に関する調査をしている(753)。初めての普通選挙による総選挙は、一九二八(昭和三)年二月二〇日に実施され、その際の深良村の調査回報によれば、改正選挙法による選挙の利点として、これまで選挙権がなかった者が投票したため「国政ニ参与セルナリト云フ気分」を持ったことをあげている(758)。

(湯川郁子)

(二)　民力涵養と村

第一次世界大戦終結の翌一九一九年八月、時の原敬内閣の内務大臣床次竹二郎は「民力涵養」の訓辞を行った。それは向上した「帝国ノ地歩」を支えることの出来る国民の創出を目指し、「健全なる国家観念」、「犠牲奉公の精神」「勤倹力行の美風」を国民の間に養成しようとするものであった。ロシア革命、米騒動を睨みつつ、大正デモクラシーの風潮や階級闘争の顕在化などの事態に対し、草の根レベルから国家的精神の育成、経済力の向上が目指されていると考えられよう。内務大臣床次竹二郎はこの時期他方で内務省に社会局を設置して労働問題を所管させ、また労資協調のための機関として「協調会」の設立にも尽力していたのである。759「民力涵養に関する通知」は、須山村に残

されたものであるが、こうした政府の訓令が内務大臣―静岡県知事―駿東郡長―郡第一課長―町村長―区長へと伝達されていく有様が良く分かる。駿東郡長はこの訓令の意図を突き詰めて言えば「町村是調査並貯蓄奨励」と把握し、しかもそれは訓令の出る前から着手してあると述べている。760は富岡村御宿で提起されたと思われる「民力涵養実行要目」である。その項目は「健全なる国家観念」、「犠牲奉公の精神」「勤倹力行の美風」のいずれかに分類できる。そして具体的な十年度の計画には貯蓄組合の項が入っている。政府の意図は末端まで届いている。761は同じく富岡村村長から各区長に出された勤倹奨励の移牒であり、762は須山村の村是である。

（岩崎信夫）

(三) 戦時期の地域政治と翼賛体制

一九二五(大正一四)年、男子のみではあるけれども、普通選挙制度が衆議院議員選挙に導入され、政党政治が本格化した。しかし、その政党政治は、昭和恐慌の衝撃や、一九三一(昭和六)年に勃発した満州事変とあいまって危機におちいり、一九三三(昭和八)年の五・一五事件で終止符がうたれる。裾野地域にあっても政党政治の展開から、崩壊、日中全面戦争の進展にともなう総動員を支える戦時体制の整備、そして一九四〇(昭和一五)年の大政翼賛会成立という事態のなかで地域の政治が展開された。第五章第六節は、一五年戦争下の裾野の地域政治の動きを示す資料を収録した。その際、上からの地域政治の組織化と、地域にとっての戦時体制の意味という下からの視点を重視し、複眼的に時代をとらえられるよう努めた。なぜなら、戦争とファシズムの時代のなかで、人々が「自由」に活動できる領域は次第にせばめられていったが、そうした事態にもかかわらず、国家に組織されずに残っている人々の生活の領域へ

の想像力を大切にしたい、と考えたからである。そうすることで、戦争の時代を生きた裾野地域の人々の戦争協力↔戦争への抵抗の意味をも考えるよすがとしたい。「地域にとっての」という言葉は、そのような意味もこめられている。したがって、本節には、裾野地域の人々の最も身近な生活単位である「最寄」の戦時中の姿を示す資料を意識して採録している。「最寄」は近世の村落よりさらに小さい生活単位や信仰上の結合、さらには青年会の基礎単位であり、内部はさらに一〇戸程度の「組」にわかれている。現在の行政上の単位では「区」の場合もあれば、それよりも小さいものもあり多様である。旧富岡村の場合では、内部に御宿区や葛山区などをもつが、例えば葛山区には上城、下条、中村、中里、田場沢といった「最寄」があり、それがさらに数「組」にわかれている。本節には田場沢「最寄」の資料を採録している。また「最寄」の詳細については『裾野市史調査報告書』の各地区の民俗(葛山、富沢、茶畑、深良)や『裾野市史　民俗編』を参照していただきたい。

第五章第六節(1)では、一九三〇年代はじめから、日中戦争期(一九三七年七月七日〜一九四一年一二月六日)までの地域政治の多様な姿を示す資料を掲載した。なお、大政翼賛会は一九四〇年には成立しているが、その関係資料は(2)におくった。

普通選挙実施により政党政治が地域にまで広がり、政友会・民政党への市町村長・議員の系列化が進み、労働争議、小作争議などの社会問題の深刻化、民衆運動の高揚とも連動して無産政党が静岡県会にも進出してくる。その一方、政党間の対立が町村自治体にも波及していった。『静岡新報』など当時の新聞をみると、裾野地域の村々でも、さまざまな政争、疑獄事件、税負担をめぐる行政村内部の地域対立、そうした事態に端を発する村長・村議の辞任などが頻繁に起こっていることがわかる。資料969はその一例だが、泉村平松区の住民が戸数割税の公平を求めて起こした村

税不納運動である。恐慌下では、経済困窮による町村税滞納が著しく、町村財政が不安定でもあり、税負担とその決定をめぐる地域の紛争が絶えなかった。地域の問題は、地域代表である村議を介して行政村内部の対立へと発展し、政党の利害対立がそれに拍車をかけた。このような事態をうけ、「自治の振興」や「党弊排除」の試みが官僚の手により実施されていく。地域から政党の影響力を排除するための選挙粛正委員会は、行政ルートを基軸として青年団や婦人会など各種団体を統合して、「義務としての投票」、「日本精神の発現」など選挙粛正運動を展開した。資料971の小泉村の例にもある通り、「因襲弊積刷新」のための「粛正観念」講習会が実施され、地域末端の部落が利用された。葛山区長もその「譴告」のなかで「選挙義務」を強調している(972)。選挙粛正運動は一九三五(昭和一〇)年から三七(昭和一二)年にかけての各種選挙で実施され、こうした過程を通じて、村長を中心に青年団・婦人会などの村各種団体や、地域末端を統合する形で村の人々の組織化が進んでいった。資料970の泉村振興委員会規定とその趣旨はこうした組織化の一つの帰結をよく表現している。日中戦争が始まることによって広汎に展開された国民精神総動員運動も、村の組織化が前提となっていた。国民精神総動員運動については小泉村の実践事項を採録した(973)。しかし組織が整備されたとはいえ、官僚的な精神運動に人々をひきつける力は弱く、戦況の帰趨によって民衆意識は弛緩し、かつ戦争の長期化による厭戦気運のびまんは、民衆の自発性をひきだす新しい国民運動を要請する。また、この時期は葛山区役員、区長改選や佐野一、二区の区長選任問題など、「最寄」と「区」との関係を定義しなおす地域末端部の変動の時代でもあった。葛山区では、区役員を「最寄」単位で選任するのをやめると同時に区長を「最寄」順にし(968)、佐野では「人民総代」と区民の関係をめぐる問題が噴出した(974、975)。この時点では、泉・小泉・深良・富岡の四村であるが、現在の裾野地域を形成する合併の動きがみられるようになるのも、町村財政が疲弊したこのころからであ

る(967)。

第五章第六節(2)では、「翼賛体制」とよばれる戦争にむけての総動員体制が、地域にとってもった意味を考えるてがかりとなるような資料を集めた。戦前には三度にわたって首相を務め、藤原家の系譜をひく華族近衛文麿によってはじめられた新体制運動は、さまざまな社会運動の活動家や一般の人々の社会変革への願望を吸収しつつ動きはじめ、次第に行政補助機関としての側面をつよくしながら、一九四〇(昭和一五)年の大政翼賛会成立に帰結する。翼賛会の活動は、小泉村支部決定実践事項(978)のように「食糧増産」と「生活改善」といった具体的な諸活動と、富岡村における翼賛選挙(一九四二年実施)が、「難治村」の克服であったことに示されるように村内の政治対立の解消などを重点としていた(981)。また、資料984に示すとおり、女性の活動をも積極的に統合しようとしていた。富岡村の主婦常会では、「生活改善」が強調され、「旧体制ヨリ離脱」することが求められた。翼賛体制のなかで最も活動的な団体であったものは翼賛壮年団(翼壮)である。大政翼賛会が、多くは支部長＝村長兼任で、行政機構と一体であったのに対して、相対的に自立した活動をおこなったのが翼壮である。そもそも翼賛運動の実践部隊として民衆の活動の自発性に依拠して結成されたのが翼壮であった。しかし、その活動の「旧弊打破」「生活改善」実施が既存の秩序と衝突を起こすようになると、その自発性は骨抜きにされていく。富岡村の翼壮は、その「改革案実施事項」において結婚改善、冗費節約、公債割当消化などの戦時行政課題の遂行を地域でになったという意味では行政から強く自立したものではなかった(983)。翼壮の結成にあたっても、強制の側面があり、御宿区では団員の推薦を村役場にするにあたって「本人ニハ何モ話サナイデ置」くことが各組長に通達された(980)。地域の人々にとっては、「生活改善」はある意味で「台所改善」、家計簿の普及など生活の向上と合理化を意味したが、戦時期における国家政策としての「戦時生活」

へと収斂する「生活改善」には、富岡村長湯山芳太郎の下で開催された「各種団体長連合協議会」での決議にみられるように、納税・供出と同様に「義務ノ不履行」として「配給ヲ停止スル」といった強制力がともなったことも事実である(982)。また資料979は、御宿区長から各組長を通じて区民に回覧された文書であるが、これは国家への協力＝戦争協力を個人と社会との関係から正当化したもので、地域の人々に対しては天皇への献身といったイデオロギーではなく、「国家ノ力、社会ノ力ニ由テ生活シテイル」といった論理で戦争をする国家への献身を説いたものである。地域末端における戦時イデオロギーのあり方として興味ある資料である。さらに戦時村政を示す資料では、深良村参与条例(985)や泉村常会規定(976)のように村長権限の強化、議会の形骸化がうかがえる。こうした権限強化を背景にして村長主導の下、戦時村政が強力に展開された様子は泉村昭和一六年度予算についての藤原村長説明(977)で例示しておいた。しかし、この時期、裾野地域のどの村にあっても、村行政にあっては戦時災害に対する措置(986)や食糧増産、勤労動員・兵力動員業務といった国家的な事務、業務が大きな比重を占め、村独自の施政をする余地は戦時にあっては極めて限られていた。

資料987〜989では、戦時中の田場沢「最寄」の動きを示す。国民精神総動員運動から翼賛体制へと部落会の役割が国家によって重視されることにより、その組織化が図られ、一九四〇(昭和一五)年に内務省の指示により町内会・部落会が大政翼賛会の下部機構に組み入れられる。資料988、989に掲げた田場沢「最寄」の『記録簿』をみても、兵力動員関係、戦場にむけての慰問袋作製、常会開催、祭祀などの伝統的慣習の改編など戦時色が及んでくる様子がうかがえる。しかし、例えば伝統的な人々の結合である「講」も、戦時期に再編を要請されるが、「戦時生活研究会トシテ講ヲケイ続」するといった工夫もみられ(989)、また葛山区と田場沢「最寄」の役員選出をめぐって生じた問題より、

「区ノ行為ニ対シテハ絶対服従スルコトヲ得ザル」(987)といった「最寄」の自己主張があるなど、戦時下にあっても、人々の自治的な領域を守る努力も続けられていた。敗戦は、こうした戦争をになった軍部と、小泉村在郷軍人会など、その社会領域における集団の解体でもあったのである(990)。

(大串潤児)

五 村と戦争

(一) 村の兵士と演習場―一九一四～三一―

すでに『裾野市史』(資料編近現代Ⅰ)で記したように、日本は日清・日露戦争をへて本格的な軍事国家の一つとして出発するが、この時期にも一九一四年の第一次世界大戦への参戦から、一九二七年の山東出兵(781)まで、戦争のたびに多くの裾野の人々も召集され、戦場にむかっていった。ここには収録できなかったが、一九一四年一一月七日には青島陥落祝賀会も開催されている。深良村の「景況書」(763)は、第一次世界大戦時の応召のディテールを記録したものであり、そこには召集令状の受け渡しから、村長の召集兵宅への訪問、「助合法」による留守家族の保護までの事柄がていねいに記録されている。また留守家族の保護に関する詳細な内容は資料764に書かれている。しかし戦争はそうした戦時にのみ姿を現すわけではなく、平時においてもくりかえし村の兵士の現状に関するさまざまな調査が実施されていた。「須山村軍事関係報告」(765)はその一例である。そこでは在郷軍人の数、村の生活状況から徴兵忌避者の有無まで詳細な報告が求められ、特に演習場との関連で民宿の場合の寝具の不足や馬繋場新設費用の少なさ、演習

中の交通遮断による迷惑などが具体的に記されている。

当時の軍部にとって、心身ともに優良な兵士を調達することが必須の課題であることはいうまでもないが、徴兵時の報告がその時々の兵士の現況を伝えている。二一年の徴兵時にはトラホームの増加が特徴であり、小泉村が「体格の良好なる」村に数えられていた(769)。また翌二二年の壮丁調査では花柳病、トラホームともに増加していた(776)。また興味深いのは「大正一四年度壮丁教育成績調査書」(779)である。この資料は駿東郡全域について課目毎に試験問題や解答をあげて、学業成績の特徴を報告しているものであるが、ここでは紙数の関係で総論部分を抄録した。特に「今日ノ青年ハロニ発表スルコトハ長スルモ心ニ熟考思慮ヲ欠ク感アリ」「社会人トシテノ常識ヲ知ラン」などと記されていた。この時期の村の兵士の動向で最も興味深いのは、同時代の「軍縮気分」の広がりである。「在郷軍人分会景況調査表」(778)に記録された「人情ヲカキ個人主義発達シテ公共ニ尽力スルモノ少ナキハ遺憾トス」という表現は、この時代の象徴であった。

また演習場関係では、まず演習場火入れの注意(766)、砲弾落下の注意(767)、侵耕取締と侵耕追認願(768、780)、特殊演習飛行機に対する注意(771)、演習場の下草料金・開墾料金簿(777)、廃弾払下出願(782)など、村の生活と演習場との接点となる事実の確認資料とともに、この時期特有の土地関係の資料を中心に収録した。資料770、772は、二二年一月一四日を境にした村毎の報償金改訂の資料であり、これによって須山村は一〇〇円から三八〇円、富岡村は五〇円から一三〇円に値上げされた。また御料地の村民への貸付問題については、資料773、774、775の三点を収録した。問題は陸軍側の貸付料値上げに対して、村民側が据え置きを要求して却下された出来事であるが、この背景には、すでに二年前からの宮内省の倍額値上げに対して、陸軍は前記の報償金改訂が検討中であったため、貸付料据え置きにしてい

たという事情があり、こうした陸軍の「好意的処置」に対してさらに据え置きを要求するのは「応分ノ度ヲ過ギタルモノ」とされて却下されたのである。また「陸軍用地拝借願及び請書」(775)は、演習場と生活の関連を具体的に記録した一つの雛型であり、条件として演習の邪魔にならないこと、安全は自分で守ること、損害賠償権はないことなどが記されている。また資料783は、①須山板妻間の演習中の交通の開放、②報償金の増額、③廃弾払下の特権の付与の三点を宇垣陸相に請願したものである。ここには須山と演習場との生活上の関わりが歴史的に叙述されている。資料784は、昭和恐慌の折り柄、道路建設の請負を村でやらせてもらいたいという要求であり、資料785も昭和恐慌の折りの植樹要求の資料である。

(二)　村の兵士の十五年戦争―一九三一～四五年―

すでにこの時期の「村と戦争」という資料については、第五章第一節で詳かく採録し、解説してあるので、ここでは特に村の兵士の行動サイクルに即し、基本的な資料を選択することにした。それは具体的には、出征し、戦場で戦い、村に生還し、あるいは戦死して帰還し、村葬が営まれ、例外的には銅像が建てられるというプロセスをさしている。

まずこの時期の演習場問題については、一九三四年において演習場の土地継続使用契約が結ばれており、この年から四四年までの一〇年間、富岡村では年間二九〇円で契約している(992)。

村の兵士に関する資料については、準戦時期における「徴兵忌避」(993)の事例と、連隊区司令部による愛国美談募集(991)をあげておきたい。前者はこれを「上流社会」の「悪習」と捉え「非国民」の取締を強化していくが、それと

対照的に「美談」を創出することによって、戦争に積極的な「国民」の育成をめざしていった。特に三七年に日中戦争が開始されると、「愛国美談」は連日の新聞の紙面を飾った。ここでは病気の父と危篤の子を妻に託して出征した兵士(996)の記事と、見知らぬ女性に贈られた日章旗をもって奮戦し戦死した兵士(998)の記事を採録した。

兵士の行動サイクルは出征にはじまる(994)。日中戦争勃発当初、華々しい見送りによって飾られた出征風景が、さまざまな規制によってしだいに見送りも減ってゆく変化については、すでに記した。次に戦地における兵士の姿については、四通の戦地からの手紙を収録した(995)。そこには、新聞などで伝えられる美化された戦争とはちがう実戦のリアリズムが感じることができる。帰還した兵士については、小泉村村葬の資料(997)を採録した。戦争の進展と対応して、おびただしい数の村葬が行なわれたが、この資料はほぼ儀式としての村葬の典型的形態を記録しているという意味で採用した。さらに、終戦間際に特攻隊としてレイテで死んだ富岡村の勝又富作の像が建てられた(1003)。

なお関連として、「秘密資料」の海軍志願兵の割当数(999)、理工系学生の徴兵延期(1000)とともに、駿東における松根油供出(1002)の記事をあげておきたい。

（安田常雄）

Ⅲ　占領から高度経済成長期の裾野（一九四五〜一九七一）

一　暮らしの風景

一九四五年から五二年までの占領の時代は、いわゆる「戦後改革」から「逆コース」への転換と特徴づけられるが、

元における転換の諸相について解説しておきたい。

まず民間における武装解除の記録である。これは、ＧＨＱの指令による刀剣、拳銃など一切の提出であり(1006、1008)、いわば「非軍事化」の理念の実行であった。また新時代に対応して戦時下の組織は次々と衣替をしていくが、ここでは小泉村銃後奉公団が小泉村援護会と改称して継続する資料だけを採録した(1013)。ＧＨＱの改革方針は周知のように「非軍事化」と「民主化」であるが、他面この占領目的から逸脱する言論や行動を取り締まるさまざまな政策を実行した。その一つが映画検閲の実施である(1014)。

占領下の人々の暮らしは、食糧難(1005)と急激なインフレーションのなかで始まった。食糧難については、直接には一九四五年の不作が原因であるが、海外や都市部からの引揚者の激増がこれを増幅した。こうした引揚者に対しては、「親睦互助の精神」に基づき、その共済と自力更生をはかるため「外地引揚者互助会」が結成され(1016)、巡回の生活相談所がしばしば開かれている(1015)。その意味で引揚者問題は、戦没者遺族、戦災者問題とともに、この時期の大きな社会問題となった。他方、ＧＨＱは引揚者の動向にはかなり鋭敏に反応しており、特に旧植民地からの「掠奪品」(1017)、あるいは米軍需品の「持帰品」(1010)について、その届け出を指令していた。また戦後のインフレーションに対しては、「隠退蔵物資」の取締の強化をあげることができる。これは敗戦時の混乱に乗じて不正に取得した物資を申告させ、正当な機関によって公正に配分するための措置であった(1007、1009)が、これがどの程度実効性を持ったかについては不明である。またこの時期には、まだ戦時統制経済時代の「配給」制度と「公定価格制度」(物価統制)は継続されていて、くりかえし「公定価格は必ず守りましょう」(1012)という指示が出されているが、「闇」価格の経済活動は

なくなっていなかった。「配給」については主食とパンの配給(1023、1025)の二点だけを採録した。

こうした混乱のなかで、さまざまな犯罪が発生する。泉村の「昭和二四年度刑法並経済犯罪統計」(1024)によれば、屋内外の強盗や詐欺などの犯罪が頻発している。具体的には、資料1021の「強盗」の記事がこの時代の雰囲気をよく表現している。またそのためもあって、「防犯映画」の開催も行なわれた(1027)。

またこの時期の健康衛生問題では、まず伝染病の流行があげられる(1019)。裾野地域において、一九四六年には二一八名の伝染病患者が発生し、特に赤痢が一五一名と圧倒的であった(1020)。またこうした混乱期のためもあって性病の無料相談(1026)も開かれている。この時期の医療施設については、早急に富岡村に直営診療所を開設したいという要望書(1022)と一九五〇年に新に須山村が中駿病院に加わり、規約改正が行なわれた資料(1028)の二点を採録した。

さらにこの時期の世相の動きとしては、富士登山の盛況(1018)と一九五二年四月二八日の裾野の大火の記事(1029、1030)を採用した。ちなみに須山の登山道が復活するのは五四年になってからである(1113)。

さて一九五二年四月三〇日、講和条約の発効によって日本は独立するが、裾野においても同年四月一日、町政が施行され裾野町となった。こうして一九七一年一月一日の裾野市誕生までの約一八年間が、この地域における戦後復興から高度経済成長の時代となる。特に六〇年代後半には企業誘致を牽引力にして急速に人口も増加し、たとえば六八年の人口増加率は県下第三位、町では第一位を記録している(1134)。これに伴い、人々の暮らしも急激に変貌していった。全体として裾野においては、一九七〇年前後が最も激しく変化している。たとえば市内に公衆電話が設置されたのは七〇年二月(1140)であり、市内に一軒残った良心的風呂屋(裾野温泉)が姿を消したのが七一年八月(1148)であった。

まず制度的整備に基づく現代化の諸相を見ておきたい。人々の健康医療の面においては、五二年に富岡村国民健康

保険が実施され(1111)、五五年には裾野町の規模で運営が開始された(1116)。これはすでに戦時期に実施されていた国民健康保険(821、827)があらためて戦後に再整備されたものである。長い間健康医療問題の中心をしめていた伝染病は、この地域においても確実に減少し、特に六〇年の例外はあるが集団発生は姿を消し、六五年以降はほとんどなくなっていった(1110)。その原因は制度的対策の充実や人々の衛生観念の進展などが考えられるが、水道などの環境整備も大きな原因であった。五四年の裾野町の水道一部通水(1112)にはじまり、七〇年には裾野の上水道拡張工事が完成した。しかし須山村などでは演習場の関係で困難な問題も残り、その解決にその後も苦慮してゆくことになる。ここでは五五年における簡易水道工事の補助金申請資料をあげたが、そこには須山地域の水問題の歴史が綴られている(1115)。また資料1114は、水窪の水問題についての具体的記録としてあげた。

こうした制度的整備を背景に、裾野の暮らしの現代化が進展するが、富岡村今里の生活改善実行規約(1119、1130)は、高度成長直前における暮らしの民主的合理化の構想であり、ここには戦前とはちがう個人主義に基づく農村民主化のイメージをみることができる。また人々の楽しみとしては村の運動会があり(1118)、ここにやはり高度成長直前の雰囲気を感じることができるだろう。しかしこの地点から時代は急速に高度化し、家庭電気製品の流入は暮らしのかたちと意識を変容させていった。娯楽も映画やTVにとって替わられていった。ここでは直接裾野に関わるわけではないが、富士裾野演習場における映画のロケの記事と米軍による映画脚本検閲問題の記事をあげておきたい(1124、1126)。それはいわゆる「反米主義」という時代の雰囲気を感じていただくためでもある。さらに裾野においては、この時期企業誘致によって多くの新住民が流入し、いかに旧住民との融和を図るかが問題となっていた。二本松に六畳と四・五畳の2Kの団地ができ、入居申し込みが行なわれたのが五九年であり、それから一〇年後、新住民である「団地夫

人」と地元婦人会とがバレーボールや婦人学級への参加を通して融和・協調を図るようになったといわれている(1135、1141)。

次に交通については、戦後復興期の地域の人々が夢に描いたのは、沼津まで直通のバスが通り(1117)、御殿場線が複線化すること(1123)であった。しかし歴史の急速な流れは、そうした夢の実現を超えて、一気に「交通戦争」に突入していった。マイカー時代の到来のなかでバス路線は却って停滞し、御殿場線も複線化することなく、六八年には蒸気機関車が廃止され、電化が実現してゆくことになった(1132)。特にこのなかで大きな社会問題になったのは、交通事故の激増であった。一九六〇年の調査(1125)では深良が圧倒的に多く、年間一〇〇件を記録し、続いて佐野、伊豆島田、水窪の順となっている。六四年には佐野二本松から交通信号機設置の切実な要望がでており(1127)、六九年九月には交通事故発生率県下第一位を記録した(1136)。これを受けて、六九年一〇月七日には全町をあげての「交通安全町民総決起大会」が開かれるが(1137)、この記録では同年一月から八月までで二七二件に達している。

この時期「交通戦争」とともに、裾野において社会問題となったのは、高度成長の影の部分である公害・環境問題である。この地域には、たとえば五六年六月の洪水(1120、1121)に見るように、直接間接、東富士演習場に起因する「演習場公害」ともいうべき環境問題が歴史的に存在しているが、ここでは触れない。この資料集で取り上げたのは、「裾野町・長泉町・清水町三町し尿処理場問題」と「裾野町のゴミ処理場問題」である。前者は六三年頃から計画が始まり、その立地をめぐって六七年より反対運動が活発になり、場所も二転三転したあげく、ようやく六八年長泉町上土狩に用地買収に成功、七〇年に起工式にこぎつけたのである。詳細な経緯については省略し、六七年七月の裾野町議会における歴史的経過報告を中心に、その問題の推移のわかる資料を採録した(1128、1129、1131、1139)。また後者の町

営ゴミ処理場問題も立地をめぐって反対運動を誘発し、六五年の計画開始からようやく六年後の七一年に完成した(1138、1146、1147)。前述のように七一年裾野市が発足するが、工場の悪臭(1142)やゴミ収集の無料化問題(1149)、さらにいくらかのちの時期になるが、「富士サファリパーク」建設反対運動(1150)など、今日に至るまで環境問題は山積している。またこれは環境問題ではないが、七〇年、裾野町による町営美容室設立をめぐって、町の美容師が反対運動に立ち上がり、この計画が挫折した問題について二点の資料を収録した(1143、1144)。この時期の地域住民による自主的運動の展開は、日本の歴史において極めて重要な住民自治の実践事例であり、それが裾野地域においてどのように展開したかは、きちんと記録しておく必要があると考えている。

（安田常雄）

二　農地改革と工場誘致

(一)　農地改革

第六章第二節には、農地改革を中心に占領期に地域経済が民主化されていく様子を示す資料を取り上げた。以下、叙述の都合上、一部第七章第三節の資料もあわせて解説する。

農地改革は、一九四五(昭和二〇)年一〇月、GHQの具体的指示を待たずに日本政府の主導のもと開始された。この第一次農地改革案は、解放される小作地が全小作地の四割弱にとどまるという不十分なものであった。対日理事会の協議を経て、一九四六年六月にGHQは指令を発し、一〇月に第二次農地改革の関連法案が公布された。

取り上げの記事である。『日本農民新聞』は戦後の全国的単一農民組合組織である日本農民組合の機関紙である。泉村には日農の支部があり、地主の土地取り上げと村当局がそれを放任していることを問題にしている。

資料1031は、第二次農地改革に先立つ一九四六(昭和二一)年七月の『日本農民新聞』に掲載された泉村における土地

資料1032は小泉村が発行した農地委員選挙についての謄写版刷りの広報ビラである。一九四六(昭和二一)年一二月二〇日、全国一斉に市町村農地委員の選挙が行われた。市町村農地委員の定数は、原則として、小作階層(一反歩以上の農地を耕作するもので農地を所有しないもの、またはその耕作農地の面積が所有農地面積の二倍を超えるもの)から五名、地主階層(農地所有者で所有農地を耕作しないもの、またはその所有農地が耕作農地の面積の二倍を超えるもの)から三名、自作階層(耕作しかつ農地を所有するもので、前二者に該当しないもの)から二名、合計一〇名とされた。今までにない階層別の選挙であった。

農地改革では、不在地主の全貸付地と在村地主の貸付地で保有限度を超える部分が買収の対象となった。在村地主の保有限度は都府県平均で一町歩、静岡県の場合、中央農地委員会で一律七反歩とされたが、第二回県農地委員会の審議の結果、県内を伊豆地域・岳麓周辺・沿岸地域・中部山間・中部平坦・西遠区域の六区域に分け、それぞれ保有限度を定めた。原町を除く駿東郡は岳麓周辺区域に含まれ、その保有限度は八反であった。

買収計画および売渡計画を策定するのが市町村農地委員会の主な仕事である。農地委員会の議事録等は各村のものが比較的よく残っている。計画に対する「異議申立」も数多く残されている。資料として採録はしなかったが、具体的に各村の農地委員会がどのような方針で農地改革を進めていったのかを検討するためには重要な資料であろう。

静岡県では一九四八年末には買収事業の大半が完了していたという。一九五〇(昭和二五)年八月一日を調査期日と

して、「農地開放実績調査」が全国市町村農地委員会ごとに行われたが、市役所には富岡村と深良村の控が残されている。ここでは富岡村のものを抄録した(1040)。また、その後の農地事情を示す資料として一九五三(昭和二八)年の「富岡村農地事情調査報告書」を掲げた(1044)。この報告書は富岡村農業委員会が作成したものである。農業委員会は、一九五一(昭和二六)年三月に公布・施行された農業委員会法に基づき、それまでの農地委員会・農業調整委員会(食糧供出の割当を担当)・農業改良委員会の機能を統合し、農業に関する包括的な事務を所管する機関として市町村に設置されたものである。行政委員会的側面を持つと同時に農民によって選挙される農民代表機関的な側面をも持つが、一九五一年七月に行われた第一回農業委員選挙はきわめて低調であったといわれる。

農地改革は裾野市域の入会林野にも大きな影響を及ぼした。入会林野内の開墾地も農地として解放の対象となったからである。泉村では、芹沢堯俊が一九四八年から四九年にかけて、村の農地委員会長、静岡軍政部司令官、マッカーサー等にあて、泉村村有地の解放を訴える書簡を盛んに出している(1035)。これらの書簡が具体的にどう作用したかはわからないが、芹沢はこの後、自ら泉村農地委員会長となり、村有地のうち開墾地部分の解放に着手する。

愛鷹山組合(一九四〇年に沼津町ほか一〇か町村組合が改称)でも組合地のうち開墾地が農地解放の対象となった。それまで開墾地料を組合運営の財源としてきたが、それがまったく失われることになる。残る山林原野二四六二町歩では財源として薄弱であったため、一九四八年七月、組合会議で財産の処分と組合の解散が決議された。それにともなって小泉村水窪は縁故地の払下げを請願し(1036)、富岡村は葛山の所有になる植林地に従前通り地上権を設定する契約書を交わしている(1039)。また、愛鷹山組合とは関係しないが、富岡村今里の愛鷹山御料地の払下げ請願をあわせて採録した(1041)。

その後の入会林野をめぐる資料として、一九五三(昭和二八)年一月の須山一一三戸共有誓約書(1167)、一九五七年(昭和三二)年四月の深良財産区の入会地についての条例(1171)を掲げた。

戦後設立される農業協同組合は、農地改革の成果を持続させるための方途として位置づけられ、その法案整備は農地改革事業と並行して進められた。一九四七年一一月に公布された「農業組合法」、「農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律」により、戦時下において統制機関としての性格が強かった農業会は一九四八年八月までに解散、「農村の民主化と農業経営の合理化」を促進する組織として新たに農業協同組合が設置されることになった。市域では、一九四八年三月から五月の間に五か村の農業協同組合があいついで創立総会を開いている。資料1037は、設立翌年の役員改選にあたって富岡村農協が協議会を開催したさいの配付資料である。農村民主化の息吹が感じられる。また、その後の農協の活動を示す資料として、深良村農協の昭和二八(一九五三)年度事業報告を採録した(1170)。各種事業について活発な活動がうかがわれる。

一九四二(昭和一七)年に戦時統制法として公布された食糧管理法は、不足する主要食糧(米・麦・いも・雑穀)を国民に公平に配給することを主要な目的とした。配給量を確保するために、政府が生産者から自家保有分を除いた一切の主要食糧を強制的に買い上げる供出がなされた。消費者は配給通帳なしに主要食糧を購入できず、生産者は政府以外への譲渡を禁じられた。この食管制度は、敗戦後、食糧不足が深刻化するなかで続けられ、一九四六(昭和二一)年二月には、供出確保のため供出に応じないものに対して強権発動の道をひらく食糧緊急措置令が出された。食管制度は、農民にとっては強権供出、消費者にとっては闇買い取締り制度であった。資料1034は、一九四七年産甘藷の供出未完納の通知であるが、完納しなければ「軍政部が司法又は体刑処分」にするとして供出完納を督促している。食糧不

足は一九五〇年頃からやや緩和し、それにともなって食管制度は強権的供出から経済的手段による食糧集荷方式になる。資料1038は、米・甘藷の供出完遂農家に対する煙草・石鹸の特別配給の通知である。その後、一九五〇年にはいも類、五一年には雑穀が供出の対象から外され、五二年から麦は間接統制に移行し、米だけが直接統制として残されるが、五四年には米の供出制度も終わり、以後、予約売渡制に変わる。

しかし、第七章第三節に採録した資料にあるように、一九五二、五三年と、台風・天候不順・病虫害の発生による凶作に見舞われ、供出割当をめぐって駿東地域の農村は緊迫した空気に包まれた。資料1166は、裾野町・深良村が昭和二七年度の凶作による主要農産物の減収を訴える「陳情書」である。資料1168はその翌年の「中駿農民総決起大会」の様子を伝える新聞記事である。裾野町、富岡村、深良村の三町村の農民約八〇〇名が裾野町の農業高校で決起大会を開き、大会終了後五〇〇余名が、①保有米確保、②長期生産低利資金の貸付、③農業所得税の減免、④農業共済金の即時支給、の四項目を県当局に訴えるべく、沼津に陳情にでかけている。記事に付された写真には、沼津経済分室を取り巻く農民たちが手にしたムシロ旗に「飯米確保」の文字が見える。

資料1043には、富岡村が昭和二六(一九五一)年度産米の「供米模範村」として表彰されるよう駿東地方事務所が静岡県に具申したという新聞記事をあげた。戦前の富岡村は小学校をめぐる南北対立など内紛の絶えない村であったが、この時期には「模範村」として顕彰されるに至っている。昭和二六年度の供出以降、米の供出がうち切られるまでの四年間、富岡村は供米完遂県下一を続ける。資料1169には凶作の中での供米の苦労が語られている。なお、富岡村は一九五一年九月に農林省の農村建設指定村(各県一か村)に指定されてもいる(1042)。

その他、地域経済の民主化を示す資料として1033がある。これは深良村内の林道工事の請負契約にあたって、工事請

負人である原区代表が深良村森林組合長に差し出した「請書」であるが、賃金等についてのとりきめのほかに、八時間労働制、労働組合結成の許容等が明記されている。

（二）　工場誘致と地域の変貌＝Topics Ⅵ

第七章第二節にはトピックスⅥとして工場誘致に関する資料を、第三節には工場誘致によって大きく構造を変えた裾野市域の経済に関する資料を収録した（資料1166～1171については前述）。

一九五四（昭和二九）年七月、静岡県は「工場誘致条例」を制定した。一九六〇年代に全国的に展開された工場誘致政策の先駆けであった。裾野町では一九六〇（昭和三五）年三月一八日「工場設置奨励条例」（1152）が制定され、積極的に工場誘致が進められる。これは投下固定資産額三〇〇〇万円以上、従業員数一〇〇人以上で、町長が適当と認める工場に対し、操業開始年度から三年間固定資産額の全部もしくは一部を免除する等の優遇措置を与えるものである。矢崎電線工業株式会社の誘致はこの条例設置の前である（1151）が、一九六〇年四月一日の施行から一九六四年三月一一日に廃止されるまでの五年間に、トヨタ自動車工業株式会社、三菱レイノルズアルミニウム株式会社（のち三菱アルミニウム）など多くの工場が裾野市域に進出し、戦前とは異なった今日の裾野市の姿を形成することになった。

資料1153、1154は三菱アルミの工場誘致に関する資料である。当初三菱金属工業の特殊合金化工工場の進出が予定されていたが、のち三菱レイノルズアルミニウムの工場が進出することになった。一九六二年九月の三菱レイノルズアルミニウムとの契約書（1154）には、富山県の「イタイイタイ病」、四日市ぜんそくなど次第に問題化しつつあった公害に配慮する条項が含まれている。

資料1155〜1160はトヨタ自工進出に関する資料である。

資料1160は、『岳麓新聞』からトヨタ自工を中心に裾野町の工場誘致に関する記事を抄録したものである。先に述べた裾野町の「工場設置奨励条例」が制定施行された一九六〇年頃には矢崎電線、三菱金属工業、丸江伸銅、トヨタ自工の工場が建設されようとしていた。それ以降、一九六五年の着工に至るまでの用地買収をめぐる地元住民と町当局およびトヨタ自工の対応が読みとれる。

一九六二(昭和三七)年一〇月、裾野町と御殿場市にまたがる九〇万坪の土地にトヨタ自工が新工場を建設するにあたって、静岡県とトヨタ自工との間に覚書が結ばれた(1155)。工業立県を掲げる齋藤寿夫県知事が裾野町への誘致に積極的な姿勢を見せている。県の後押しをうけて用地買収が進められる。資料1156、1158、1159は、それぞれ富岡地区、今里、金沢の誘致に対する要望書ないしは誓約書である。「町発展」のために誘致を是としつつも、買収価格、替地の問題、のちには就職の問題等が焦点になっている。そうしたなかで「トヨタ誘致期成協議会」が発足する。一九六三年六月二五日付『岳麓新聞』に「深良婦が乗り出す?」と見出しが付された記事にある「トヨタ工場誘致促進委員会」がこれであろう。「トヨタ誘致期成協議会規約」(1157)第四条に、「協議会は町当局、誘致委員会、関係地元婦人会、男女青年団を以つて組織する」とある。地域の諸団体が工場誘致協力に動員されたのである。

こうして裾野町では、積極的な工場誘致の結果、トヨタ自工の工場が着工した一九六五年には、トヨタ自工のほか、矢崎電線(岩波、一九六一年)、三菱レイノルズアルミニウム(平松、一九六二年、のち三菱アルミニウム)、日邦工業(茶畑、一九六二年)、丸江伸銅(富沢、一九六二年)、太平洋工業(トヨタ用地隣接地、一九六四年、実際には関東自動車が進出)、三菱マロリ(千福、一九六四年、のち東富士製作所と改称)が進出していた。図版8に、一九九七年九

月一日現在、市域にある従業員三〇人以上の工場を示した。参照されたい。

工場誘致は急激な人口増加をもたらしたが、資料1161・1162は工場誘致が地域にもたらした影響を『富士タイムズ』に探ったものである。地元商店街には期待していたほどの「恩恵」をもたらさなかったこと、地価高騰のあおりをうけて地代・家賃が値上げされ深刻な問題となっていることがうかがえる。また、急激な人口増加に対応して公営住宅が建設されることになった(1164)。

高度経済成長の「繁栄」のかげで、公害問題はますます深刻化しつつあった。市域でも公害の有無が問題になっている(1163、1165)。

産業の基盤整備としての国鉄東海道新幹線の開通は一九六四年、東名高速道路の全通は一九六九年である。特に東名高速道路の建設は工場誘致の前提条件でもあった。これに対する地域の動向として二、三の資料を採録した。国鉄の新幹線建設にともなう送電線計画に対し、裾野町水窪では路線変更を希望する請願運動を行い、地区独自の路線施設案を町当局に提出している(1172)。東名高速道路に関しては、梅平観音競馬場の廃止がある。裾野町水窪と長泉町南一色・納米里・上土狩の四大字は共同で開墾台地に観世音を奉祀して農事振興・五穀豊饒を祈願し、祭典として競馬を奉納してきた。東名高速道路が馬場の中央部を縦貫し、馬場としての使用が不可能になったが、四大字は道路建設には反対はせず、農民慰安施設の建設のための替地を希望している(1173)。また、一九六五年には、裾野町富岡地区、西地区の東名高速道路指定地の地主によって、日本道路公団と用地買収について団体交渉をすることを目的とする「東名高速自動車道路地主対策協議会」がつくられている(1175)。

農地改革、工場誘致を経た裾野市域の農業はどう変化したろうか。一九六五(昭和四〇)年の「中駿農業団地基礎調

査書」(1174)および「農業経営改善に関する意向調査」(1176)を採録した。前者は、「中駿農業団地」を構成する裾野町、長泉町、清水町の過去一〇年間の農業の動向を考察した調査報告の抄録である。後者は一九六一(昭和三六)年に成立した「農業基本法」に基づく農業構造改善事業が裾野町でどのように受けとめられているかを示している。なお、資料1180は、戦前、副業として盛んだった竹行李・パイスケ・ラオなど竹細工の衰退を示す。

資料1177は、一九六四(昭和三九)年に静岡県の山村僻地対策事業の計画地域の指定を受けた裾野町須山十里木地区の事業終結後の様子を示す新聞記事である。十里木地区では一九七〇(昭和四五)年には「部落ぐるみの観光開発」に乗り出す(1178)。

市域の商店街や消費者の生活を示す資料として、一九七一(昭和四六)年の市商工課による買物調査(1179)、および同年の裾野ショッピングセンターの開店(1181)の新聞記事を採録した。

工場誘致が一段落した頃から別荘地、ゴルフ場、遊園地等の観光施設が建設されはじめる。資料としては富士サファリパークの計画を伝える新聞記事を採録した(1182)。

(湯川郁子)

三　戦後教育の出発と変容

(一)　新教育へ向けて

終戦から一ヵ月、岳南国民学校下和田分教場に疎開していた世田谷区の児童二名がもとの在籍校に復帰していった

(1045)。戦争が終結し、連合軍の指令や文部省の通達により、教科書の修正を迫られることになった。まず、児童・生徒の手によって、墨ぬりの作業から始められ、「国防軍備ヲ強調セル教材」、「戦意昂揚ニ関スル教材」等は削除した(1046)。また、食糧不足から「農業関係ニ出勤ノ学徒ハ引続キ動員ヲ継続スルコト」、「教練ノ科目ハ体操又ハ食料増産ニ振リ向ケルコト」して勤労作業にあたり、特に桑皮の増産、鳩麦の栽培については駿東地方事務局長から依頼があった(1047、1052、1053)。一九四六(昭和二一)年一月四日、「御真影」の奉還の通達が各国民学校長宛てに出され、各校で奉還の準備を始めた。奉還日には、教職員と全校児童が運動場に整列、「御真影」との対面をし、学校長が警護人と共に駿東地方事務所に「御真影」を奉還した。奉安殿も除去されていき、宮城の遥拝もやめることになった。神道に対する国家補助の廃止、学校教育からの神道の除去、神棚の撤去、「国体の本義」等の頒布の禁止の指令があった(1048、1049、1054、1059)。一九四六(昭和二一)年一月二二日、駿東地方事務所から「連合軍最高指令部ヨリ発スル指令ノ徹底方ニ関スル件」の通達が出され、軍国主義的教育を改めることがその指針であった。一月二五日には、進駐軍が学校検閲に来るので、銃剣、薬盆、藁人形、撃突台、手旗、囲壁などについては徹底処理するように求めた(1050)。戦後の混乱期、食糧不足からくる物価の高騰は教職員の生活も苦しめた。嶽南青年学校長、富岡村長は教職員の現状を校区内の人々にも理解してもらい、善処していただくように陳情した(1051)。深良村国民学校では新教育に向けて、教師の教育者としての意識の高揚、村をあげての学校づくりを謳った(1055)。

そういった動きの中、「教職追放」の拡大に伴い、校長級までに及ぶ事態となった(1056)。一九四七(昭和二二)年三月、教育基本法、学校教育法が公布された。四月、新制中学校が発足したが、教育財源の不足から施設・設備、教員の給料など問題を抱えていた(1057)。一九四六(昭和二一)年になると、教職員の生活擁護、民主教育の確立をめざして静岡

県教職員組合が結成されつつあった。駿東地区では一二月に組合結成大会が開かれ、組合活動の動きは活発になっていった。しかし、一九四七(昭和二二)年の二・一ゼネストをめぐっては労働者と教育者の間で苦悩する教員の悩みが浮き彫りにされた(1058)。また、当時の生徒の学校での様子の一端を当直日誌から知ることができる(1062)。新制深良中学校の校舎建築が決定し、一九四八(昭和二三)年九月に、駿東郡の中では最も早く校舎を完成させた。その財源は村有財産の売却であった(1060)。このころ、小泉村外三ヵ村組合立佐野実業学校に県立高校への移管の話しが持ち上がった。そのためには、施設・設備が定められた基準に達していなければならず、学校当局、同窓会(尚農会)、設立者の四つの村は講堂を建設し条件整備を整えることに努めた。そして、一九四八(昭和二三)年四月、静岡県立沼津農業高校佐野教場と名称を変更し、一九五三(昭和二八)年には静岡県立裾野高等学校になった(1061)。一九四七(昭和二二)年になると、それぞれの地域や学校で教育課程の編成が進み、地域社会に根ざした内容も盛り込まれ、PTAも結成されるようになった(1063)。深良村では経済的な理由で有為な生徒たちが上級学校への進学をあきらめることがないように奨学金の支給をすることを決めた(1064)。

(二)　社会の変容と学校教育

朝鮮半島、中国大陸からの引き揚げ者及び児童・生徒に対しての配慮する通知があった(1183、1184)。経済不況が長引き、生活保護を必要とする家庭も出てきており、学校給食を開設することが奨励された。一九五四(昭和二九)年、学校給食法が制定され、給食を実施する学校は増え、完全給食が始まっていた。また学校給食婦の身分保障について請願が出された(1185、1191、1193)。一九五七(昭和三二)年四月には、カトリックの聖母幼稚園が開園し、町内で初めての私

立幼稚園であった(1187)。「農繁休暇」は毎年六月に一週間程度、実施していた。しかし、農業に関係のない家庭からは批判もあり、一九五九(昭和三四)年度からはとりやめる学校があった(1186、1190)。「道徳の特設」が翌年度から決定し、裾野高校の講堂で県教委から指針が示された(1188)。一九五八(昭和三三)年五月、文部省は勤務評定の全国実施に踏み切り、教育現場では強い反発があり、九月一五日には日教組による「勤評反対統一行動」が予定されていた(1189)。戦前は伊勢神宮、日光を目的地にしていた修学旅行も、一九六〇(昭和三五)年度から京都、奈良、大阪方面に変わった(1192)。郷土の自然や地理・歴史・経済・文化等を学ぶうえで「郷土読本」への期待が高まり、中学校の社会科の教員を中心に発刊へむけて準備が進められた(1194)。一九六二(昭和三七)年度の中体連ソフトボール県大会で富岡中が優勝、須山中がベスト八という好成績をあげた。富岡中ソフトボール部はこの年以後、一九六三、四、五、六(昭和三八、三九、四十、四一)年と県大会を制覇し、五年連続県大会優勝という金字塔をうちたてた(1195)。一九六六(昭和四一)年四月、特殊学級は精薄児を持つ親の願いによって、富岡第一小に開設された(1196)。高度経済成長期に入り、「夢の超特急」といわれた新幹線の工事も急ピッチで進んだ。開業を翌年に控えた、一九六三(昭和三八)年六月、国鉄の計らいで町内の小学生七名が試乗することになった(1197)。東京オリンピックが大成功を納め、朝礼や集会の講話でも児童にその様子が話された(1198)。東京オリンピックを契機に各家庭にテレビが普及し、教室の中にもテレビを設置する学校が増えていった。NHKの教育放送を社会、理科、英語などで利用することから始められた(1199)。一九六一(昭和三六)年八月、矢崎電線が進出、その後も大企業の進出が相次いだ。町内の小中学校では児童・生徒数の増加に増改築で対応し、東中では校地を移転することが検討された。また、西小では移転地が決定し、一九六九(昭和四四)年九月、現在地に校舎が落成した。西小跡地には、現在、市役所が建設されている。矢崎電線、トヨタ自動車、関東自動車関

係の子弟の転入で富岡一小、富岡中では一九六七(昭和四二)年度、大幅な児童・生徒数の増加があった(1200、1201、1202)。

(西川尚男)

(三)　戦後の社会教育

日本の民主化をすすめるための戦後改革は、GHQにより新たな社会教育機関の設置や各種団体への指導を通して行われた。GHQの指導により、静岡県は既存の婦人会を民主的な団体に向けて再編していった。一九四六年(昭和二一)に各地域婦人会の連合機関である県の婦人連盟が発足する。資料1065は、支部である駿東郡下の婦人連盟の連絡機関を作るための通知である。行政は、このような婦人会を通じて民主化のための啓蒙を行った(1068)。また婦人会は、自らが主催者となって母親学級を開催し、女性の教養向上、生活改善等行った(1077)。人々への啓蒙は、アメリカ式民主主義を学ばせることを目的としたナトコ社製映写機による映画会でも行われた(1076)。またGHQの指導で、知識教養を高め、民主主義体制の根基を培うための成人教育機関である公民館が普及していったのもこの時期である(1067)。そして一九四九年(昭和二四)、社会教育法が公布されて社会教育委員が置かれることになる。資料1073は、県主催の地域別社会教育委員協議会開催の通知である。社会体育への着目も戦後まもなく始まり、一九四六年(昭和二一)の四月には静岡県体育協会が発足している(1066)。

一方、行政の指導とは別に、独自の活動を通じて地域の民主化を行おうとした団体に嶽南学生会(1069)と裾野学生会(1070、1071)および睦進会(1072)があった。三者は戦後の食糧難により地元に帰ってきた大学・高等専門学生が中心となり結成した学生会であり、嶽南学生会は富岡、裾野学生会は泉・小泉、睦進会は裾野地域全体の学生を対象にしていた。

地元の青年団には入団できなかった学生が集まり、文化活動・レクレーション活動を通じて親睦をはかり、新しい地域の在り方を模索した。この学生会は、大学・高等専門学生が、大学や学校が所在する地へ再び戻ったのを契機に、一九四八年(昭和二三)前後に消滅した。

戦後の米軍基地の存在は、街娼問題を中心とした風紀上の教育問題を発生させた。そのため、子どもを取りまく教育環境・社会環境の改善を課題として、教育委員会が中心となって対策に乗り出した(1074)。なお、子供会・子供クラブの活動が活発になるのもこの頃である(1075)。

学生会の消滅に前後して、富岡に青年学級が発足したのは一九四八年(昭和二三)である。青年学級は教育の機会均等を前提に設置された勤労青年のための教育機関で、定時制高校の代替機関としての性格を有していた。富岡の青年学級は、その後一九五二年(昭和二七)に文部省指定の青年学級となった。資料1203から1205は、それに関する資料である。

前述の学生会による文化活動とは別に、地域の民主化を目指した青年団による独自な活動もあった。資料1206は深良の青年団が発行した団誌の一部である。社会・政治・女性等をテーマとして機関誌に寄せ、お互いに啓発し地域の人々を啓蒙しようとした。また裾野町の誕生に伴って、裾野町連合青年団が結成されている(1209)。この青年団は後に裾野青年会に改編された(1215)。裾野町の誕生を契機に、裾野町青少年問題対策協議会も設置された。資料1210はその規約である。この協議会と教育委員会が「家庭の日」を一九六六年(昭和四一)に設けている点は興味深い(1211)。

一九五五年(昭和三〇)以降、各地域の公民館も充実してくる。富岡では公民館条例が制定された(1208)。また鈴木図書館は一九六八年(昭和四三)に開設されるが、開設に当たり蔵書の寄付を呼びかけている(1212)。社会体育に関しては、工場誘致による新住民とスポーツによる親交をはかるため、「いこいの場」としての総合グランド建設が呼びかけら

れている(1214)。

一九四七年(昭和二二)の「児童福祉法」により、保育所が児童福祉施設として位置づけられ、この頃より県内で保育所が急速に増加していく。深良では一九五二年(昭和二七)に村立の保育所設置が決議されている(1207)。その後、裾野で初めて乳幼児の保育園が開園したのは一九七〇年(昭和四五)のことである(1213)。また障害児教育については、裾野市が誕生した頃に、在宅の重度心身障害児にも目が向けられ、他町村との共同で駿豆学園の設立が取り組まれていた(1216)。

(坂本紀子)

四　地域政治・行政と町村合併

一九四五(昭和二〇)年八月一五日の敗戦は、裾野地域の人々にも大きな衝撃を与え、虚脱感、安堵感、憤慨などが混じりあった複雑な感情の下にあった。しかし、各村々は、食糧増産や供出事務といった戦時中からの仕事と、海外居住者や、戦場にいる兵士、県内外の工場へ勤労動員されている人々の帰還・復員業務、出征家族、遺家族援護の業務などの新しい仕事を抱えており、中央や県、沼津の駿東郡地方事務所や御殿場警察からの指示を受けつつ多忙な行政事務に追われていた。政治行政機構や、指示通達には、「戦時色」の払拭＝「平時への復帰」という一定の修正が加えられていたが、九月以降の占領軍の進駐と占領改革の開始によって戦後の地方政治改革が本格化する。九月には既に御殿場市にアメリカ軍が進駐し、駒門兵舎に入り、演習場を接収していた(詳細は第六章第五節)。一〇月、東京に連合国軍最高司令官総司令部(ＧＨＱ／ＳＣＡＰ、最高司令官はダグラス・マッカーサー元帥)が置かれ、日本占領

機構が整備された。実際の占領行政は、アメリカ太平洋陸軍（USAFPAC）が各地に進駐して担当した。静岡県庁に軍政部がおかれ、地方行政監視の任務についた。日本占領は、間接統治といわれ、マッカーサー司令部が日本政府に指令を出し（SCAP指令、SCAPIN―番号で表示）、日本の行政機構がそれを執行するというものであった。地方に展開した占領軍、軍政部は直接日本の地方自治体に指令を出すことは出来ず、監視業務に限定されたが、実際はさまざまな圧力、示唆（サジェスチョン）により影響力をふるった。日本の民衆も、復員促進や戦犯・顔役追放などの自己の願望の実現や、問題解決を占領軍に依頼する多数の投書を軍政部に送っている（『静岡県史　通史編　六』）。

占領軍の指令は、「民主化」と「非軍事化」を基調としており、広く政治、経済、社会、教育、文化の構造全体を変革するものであった。その一方で、「軍国主義排除」を目的とする「日の丸」使用制限、反共を目的とする北朝鮮旗の使用制限など、ナショナリズムのシンボルである「国旗」の扱いにまで及ぶものであった。資料1085と1086は富岡村、須山村に通達されたものである。占領軍の指令は、どの地域においてもひとしく発令されたものであるから、第六章第四節では、占領軍の指令そのものを収録することはできるだけ避け、むしろそうした指令を受けて、日本側がどのように対応したのか、という点に重点をおいた。また、日本側独自の動きを示す資料を意識して選び、戦後改革への日本側の主体的とりくみや構想のもつ意義について考えるようすがとした。そのことで、「占領」、すなわち軍事力による「民主化」という矛盾の構造のもつ意味を考えるための一素材としたい。

本節冒頭には、選挙に関する資料を掲げた。マッカーサー元帥による日本政府への五大改革指令のなかに「婦人参政権の付与」があったことは周知のことであり、日本政府の積極的姿勢もあって戦後に男女普通選挙制が実施された。また、地方自治体首長の直接選挙も新たに導入され、選挙業務は一挙に拡大した。富岡村の事例に見るとおり、村の

選挙行政の第一の課題は、戦時期の人口移動や選挙権の拡大をうけての選挙人登録名簿の完備であった(1078)。また、泉村公安委員長の新聞投書にみられるように、「民主選挙」が大きく主張されたが、この点は一九五〇年代の公明選挙運動へとつながっていく(1079)。自治体首長公選などの行政機構民主化のもとで、占領期の村行政には、激しいインフレのなかで復興、食糧難、復員・引揚業務などの行政課題、公職追放、農地改革などによる村政指導者層の交替をはじめとする政治構造の改編、占領政策への対応といった課題が山積していた。資料1095では、泉村、小泉村の『事務報告書』から、この時代の行政の様子をうかがえる記述を抄録した。泉村には、「自由主義的な統制なき民主化」への違和感と配給制度の維持、改編の動きが、小泉村には公職追放などの影響とインフレ対策＝健全財政方針、食糧増産の動きが見てとれる。また、占領三年目の小泉村にとっては新制中学校が村にとっての大事業であったことがうかがえる。一方、深良村では、村会議員区長会が開かれ、部落会廃止、公民館設置などの行政課題が、村議という村政担当者と、区長という村内部の集団の代表の連携の下で行なわれている様子がうかがえる(1092)。一九四六(昭和二一)年度の町村予算編成は、先の小泉村の事例にもうかがわれる通り、緊縮財政方針が、駿東地方事務所を通じて徹底された(1080)。また、インフレ抑制の意義もあり、深良村では貯蓄組合が作られるなど、貯蓄が奨励された(1083)。その際、戦時中の宣伝文句やポスターは地方事務所の指導で撤去された(1084)。インフレの要因でもあった「経済混乱」や「闇」への対処については、御殿場警察から「経済道義昂揚運動」実施が示達され、須山村でも村常会を通じて実施されたと思われるが(1081)、運動そのものは、「同胞愛ノ喚起」「闇取引ハ社会民衆ノ敵ナルコトノ認識徹底」といった精神運動の側面を強くもっていた。そして、村常会を通じてのこうした国民運動は、戦時中の方式そのままに、「区」「最寄」「組」を通じて末端の人々にまで伝えられていった。資料1094は、占領期のある時期、御宿区で回覧された通

達類であるが、そこに記された武器回収、配給、「同情米」、配給米返上(食糧危機のため)といった事項を通して占領期の地域末端の姿がうかがえよう。また「野荒らし」問題など当時の世相の一端もうかがえる。部落会・町内会は、一九四七(昭和二二)年三月三一日を限りに、「軍国主義の基盤」として、占領軍の指令により廃止された。佐野第二区(二本松区)では、区長木村藤三が、「区」名称の廃止にあたり口上を行なっている(1090)。しかし、制度や、それにともなう名称が廃止されたとはいえ食糧や生活必需品、肥料の配給といった生活レベルでの「自由意思」にもとづく組織は存続していった。したがって、深良村への通達にある通り、「配給の必要に籍口とて隣組制度の実質的温存を図る様なことは絶対してはならない」との注意もなされたのである(1091)。また、戦後の再生した青年団も、小泉村では警防団業務を引き継ぐなど積極的に「公的自治団体」を標榜して村政の関与するようになり、「生活協同体」建設、「個人人格の完成」と「民主的郷土の建設」を目指して活発な活動を行なった(1082)。

「民主化」と特徴づけられる占領・戦後改革は一九四七(昭和二二)年五月三日の日本国憲法施行、同年地方自治法制定でクライマックスをむかえる。地方自治法の制定により、地方政治の分権化がはかられ、教育、警察も分権化され、自治体警察・公安委員会、公選教育委員会が誕生した。しかし、自治体警察や教育委員会などの行政委員会、新制中学校の設置運営などの施策は、村の財政支出を増大させた。それにともなって村税の増徴が行なわれた。資料1093は、小泉村の村民税決定協議会の記録であるが、戸数割増徴の根拠に「上下の差が少なくなった」とあるのが注目される。戦時期にあっては、小作料金納化・適正小作料設定などによる小作料の実質引下や自作農創設事業、また戦後には農地改革、食糧増産の要請による生産者保護などにより、農村の経済格差は縮小しており、こうした戦時から戦後の地域の人々の経済的な変化がうかがえよう。一九四九(昭和二四)年、日本の経済安定をはかるためＧＨＱ財政顧

問としてドッヂが来日、インフレ収束のための均衡予算と経済安定策を強行した。財政安定に資するため、シャウプによる新税制が勧告され、市町村への優先的事務配分、直接税中心の自主財源拡充、地域間格差是正の平衡金交付制度が実施された。経済安定政策の効果もあって占領後期になると、インフレは終息をみせるが、地方財政収支は悪化を続け、泉村のように自治体警察廃止を決定する自治体もあらわれた(1088)。「小村は経営困難」という状況を打開するため合併が指向され、泉村と小泉村は占領終結を待たずに、一九五二(昭和二七)年合併し、裾野町が成立した(1096)。

占領政策は、初期の「民主化」「非軍事化」から、一九四九(昭和二四)年を契機に日本経済復興へと転換していたが、一九五〇(昭和二五)年、朝鮮戦争勃発以降警察予備隊創設などの再軍備、労働運動の弾圧、共産党と、その同調者とみなされた者への弾圧(レッドパージ)など、占領は「逆コース」とよばれる時代に入っていく。戦時中公職に就任し、村政を指導した責任を問われて追放されていた戦時村政指導者層も、わずかな期間で解除され(1089)、村政に登場してきており、戦前への復帰が懸念された。占領初期の「民主化」は、経済復興をなしとげ、日本を反共の防波堤にしようとする「逆コース」という冷戦の論理の下に屈折していった。しかし、日本国憲法、農地改革、労資同権化など一定の制度上の成果を残したことも事実である。しかし、「上から」と「外から」の革命とよばれる占領・戦後改革は、中国人蔑視観の払拭を、国家から御宿区長を通じて指導されるように(1087)、「精神革命」と戦争の反省において多くの課題を残したのである。

一九五二(昭和二七)年四月、七年にもわたる占領が終了し、日本国憲法と日米安保条約という枠組みのなかで、自由・改進などの保守政党、社会党・労働組合などの革新勢力を主体として、日本経済復興と、独自の政治体制構築が目指されることになる。第七章第五節は、戦後復興期でもある一九五〇年代から、高度経済成長期にいたる裾野の地

域政治のあり方がうかがえる資料を集めた。(1)では、五〇年代最大の政治課題であった町村合併をめぐる資料を収録し、裾野町（泉・小泉村）、富岡村、深良村、須山村の五ヶ村合併により現在の裾野市域（裾野町）誕生の経緯をおってみる。(2)では、この時期の地域政治を具体的にイメージしていただくため、一見雑多な資料であるが、なるべく多様な事実＝資料を採録してある。この時期は、保守合同による自由民主党の成立、社会党統一を画期としての「五五年体制」の形成、補助金と地域開発政治の展開として位置づけられる。それは、政治における中央と地域の問題が新しい様相をとって現われてくる時期ともいえるが、地域開発や工場誘致といった課題は経済の項にゆずり、ここではなるべく裾野という地域社会内部独自の課題を再構成できるようにつとめた。第七章第二節と合わせてお読みいただきたい。

第七章第五節(1)、資料1217～1225までは、現在の裾野市域を形成する町村合併に関する資料を収録した。既に一九五二（昭和二七）年、占領中に泉村、小泉村合併によって裾野町が誕生していた。しかし、全国的に町村合併が本格化するのは五〇年代後半の時期であり、裾野町と他の隣接町村の合併も、全国的な動向と軌を一にして、一九五五（昭和三〇）年から一九五八（昭和三三）年にかけての時期である。前述のように、占領・戦後改革期に形成された地方自治制度は、国や県に対して市町村優位の制度ではあったが、財政的裏付けの脆弱性から五〇年代には自治体の財政危機が深刻化していた。こうした状況に加え、地方自治制の「再中央集権化」の動きが、「占領改革の是正」のかけ声の下で推進されていき、一九五三（昭和二八）年には、地方制度調査会の答申をうけて「町村合併促進法」が施行された。静岡県も「町村合併促進大綱」を定め、地方公共団体の規模適正化の動きが進行した。各市町村も合併を推進し、合併にともなう補助金、財政支援措置を期待して一種の合併競争状態をうみだした。

こうしたなか裾野地域の各村でも多様な合併構想が出現していた。裾野地域では、一九五五(昭和三〇)年に入り、裾野町、深良村、富岡村、須山村に合併研究会が設置され、各種資料の収集、財政から「人情」「風俗」にわたる合併に関する諸問題の調査がまとめられ、各自治体の間に合併に関する協議会が開始された。資料1217は、当時三島市との合併には慎重であり、裾野町議会と対立していた藤原重治裾野町長の見解である。裾野町には、一九五五(昭和三〇)年に入って三島市より合併の申し入れがあり、議会を中心とする三島市との合併派と、町長を中心とする隣接町村との駿東郡中央部の合併を主張する派の対立が生じた。三島への吸収合併を忌避し、農村部同士の合併を推進していく論理が示されている。結局、三島市と裾野町の合併は実現せず、裾野町は農村部との合併をめざすことになる。一方、富岡村は、各村の独自性、自立性を最大限に生かした合併を須山村、深良村との間で構想していた。「夢のかけはし」と添書された三ヶ村合併基本方針、合併構想はこの点をよく伝えている(1218)。富岡村のこうした態度の背景には、「合併については根本的には反対の立前」との遠藤三郎村長の見解があったと思われる(1219)。遠藤村長の構想も、役場はそのままとして、新役場は当分建設しないなど、旧村の自立性を重視したものであった。富岡村は須山村との合併に関してはうまく連携をとれていたが、深良村との間は緊密ではなかったらしく、一九五六(昭和三一)年、深良村はいち早く裾野町と合併を成立させた(1220)。裾野—深良合併にあっても、合併したとはいえ財産区設置などにより深良村の独自性が保持された。富岡村では、こうした事態をうけて、須山村と合同して裾野町に合併をと主張する勢力と、あくまで富岡村の自立性を重視し、須山村との二村単独合併を目指す勢力に分裂した。資料1221のように、裾野町との合併派は戦時期に富岡村長をつとめた湯山芳太郎を中心に村民大会で自己主張をした。結局、一九五六(昭和三一)年一一月、富岡村、須山村は正式に裾野町に合併を申請するのである(1222)が、最後まで紛糾した問題が須

山村の帰趨であった。須山村内部には、御殿場市との合併を主張する動きがあり(1223、1225)、富岡村とともに裾野町に合併申請した後にいたっても村内は一致してはいなかった。一九五七(昭和三二)年に入っても依然として問題は解決せず、須山村長失踪、辞任といった異常な事態にもいたる。この時期、合併を推進する行政当局者が最も懸念した合併をめぐる紛争が生じたのである。「町村合併推進法」は三ヶ年の時限立法であったため、一九五五(昭和三〇)年九月には失効しており、裾野地域の合併は、一九五六(昭和三一)年六月に公布され、引き続き合併推進の基本法となった「新市町村建設促進法」の下でおこなわれた。同法は、「未合併町村」に対し、県知事の合併勧告、調停・斡旋といった県行政の強力な介入を可能としていた。裾野地域の各町村長は、県知事にあて、合併勧告を要請し、問題の解決を図ろうとした(1224)。一九五七(昭和三二)年九月一日、知事の勧告により富岡・須山両村と裾野町の合併が行なわれ、現在の裾野市域が確定したのである。

第七章第五節(2)では、五〇年代から高度経済成長期の政治問題について、なるべく多様な地域の動きを示す資料を収録した。資料1226は、五〇年代の町村財政悪化問題を地域民衆の立場から問題にしたものである。裾野町勤労同志会に関して、その詳細は判然としていないが、「町民有志」とあるところから労働組合というよりは、もう少し労働者を中心としつつも地域住民組織的なものであったと思われる。資料1227は同様の問題を、政府の貯蓄増強国民運動の論理で示したものである。国家は、減税要求に対応するよりは、新生活運動と貯蓄推進運動で問題を解決しようとする方向であった。町村財政基盤整備のための合併には、「新農村建設」計画が付随したが、資料1228は、富岡・須山村合併以前においてではあるが、裾野町におけるその概要を示すものである。青年団、婦人会、四Hクラブといった村内各種団体を網羅した「村造り運動」、部落単位での運動の趣旨徹底と研究会の開催など部落末端にも推進協議会をも

うけ「下から」の新農村建設へのエネルギーを吸収しようとする構想などが見て取れる。鳩山内閣期に河野一郎農相のもとで「新農村建設」が推進されたが、その基盤でもある五〇年代後半期の地域における農村建設構想を知るうえで興味ぶかいものである。その際、裾野町茶畑区では、「部落別予算の分取」が町村財政を膨張させ、福祉を圧迫しているとの危機感から、冗費節約、町村内地域間対立の克服を主張する区長の動きも見られた(1229)。

資料1230〜1233には、高度経済成長による地域変動と、それに対応する政治・行政の動向を示す資料を集めた。一九五〇年代後半から六〇年代にかけて、裾野町は「工業立町」をめざし、多くの工場を域内に誘致していた。また東名高速、御殿場線電化をはじめとする交通網の整備、人口増加、農業から工業へ、そして第三次産業への産業構造の変化は、従来からの地域政治を支えていた諸関係の再編成をうながした。住民生活と行政・自治の「疎通を欠き易い」状況が裾野町当局によっても自覚され、町が主導して「自治教室」が開かれた(1230)。そこでは、町政を担う人材の育成が目指された。地域の末端でも変化は現われ、「最寄」の諸行事もうまく執り行なわれなくなり、毎年一月の定例日に行なわれていた「最寄」の初集会も、日曜日など企業勤めの人にあわせるようになっていったし、葛山区では、最寄総代などを集め、「義務を履行せざる者は権利の主張ありえない」との決議(1231)で、地域の結束、地域とそこに住む人々の関係が確認された。高度成長期裾野町政を担った遠藤三郎も、こうした社会の変化に積極的に対応し、「部落」を再定義して、「区」を自治団体ではなく行政機構として、区費の徴収停止を主張し、区が従来もっていた業務を「町」の事務として、町費で行なうというように、部落(「区」)自治を町村行政に吸収していった。資料1232は、遠藤が発表した「部落憲章」であり、あわせて「部落のあり方」(本書には収録せず)で、その「定義」を周知させた。大衆社会状況、私生活中心主義、政治的無関心が昂進するなかで、未来の裾野町政における青年への期待が強まってい

くのである(1233)

(大串潤児)

五　米軍の進駐と基地問題のゆくえ=Topics VIII—村と戦争—

一五年戦争は、日本に住む人々のみならず、とりわけアジアの人々に対して多大な被害と、多くの苦しみ・悲しみを与えて終わった。第七章第七節には、戦災者、遺家族など残された人々の援護と補償、戦争で生命を落とした人々への慰霊の問題に関する資料を集めた。日本国憲法の平和主義の下にあって、十五年戦争とはいったい何であったのか—それも裾野という地域に、生活者として生きるひとりひとりの民衆にとって、何であったのか—という問いは、靖国神社問題など、時に歴史の表面に噴出し、時に民衆意識の伏流となりながらも「戦後」史のテーマであり続けた。同時に日本は、一九五〇年代から再軍備を行い、警察予備隊→保安隊→自衛隊と事実上の軍事力を保持してきた。日本民衆の間の平和意識も、戦後史のなかで変化してきたが、十五年戦争という過去をめぐる問題と、現実の「平和」と「戦争」をめぐる鋭い対立も経験してきた。「村と戦争」というテーマは、『裾野市史　近現代』が一貫して追及してきたテーマの一つだが、その最後にあたって、戦後史のなかの村と戦争とでもいうべき問題を、「村の戦後処理」と『戦争の記録』というテーマのもとに構成してみた。なお、裾野地域の人々にとってはもっとも身近に「軍」を感じたであろう基地の問題についてはトピックスⅦでふれた。

資料1253と1254は、敗戦直後の「村の戦後処理」の具体的な様子を示す。御殿場国民学校において、駿東郡下の町村長をあつめて開催された「終戦事務協議会」では、復員援護、遺族援護が大きな課題として論議された。とりわけ、

「生業復帰」「職業補導」が重視され、かつ銃後奉公会といった戦時の軍事援護組織は解体、新組織に改編されたが、「隣保相扶ノ道義」が強調されている点は戦時と共通している。富岡村や小泉村では、復員者の就職＝帰農のために農耕地が必要とされ、そのことが旧陸軍演習場土地解放要求の基礎ともなる。国家財政や町村財政の麻痺やインフレのもとでは、充実した援護など期待すべくもなく、遺家族の経済的困窮は深刻であったが、そのためにも各村では「隣保相扶」が強調され、どれほど経済的困窮の実際の援護になったかは疑問であるが、また皇室の「恩恵」を示す「御歌」「御菓子」の「下賜」も行なわれた(「御菓子」は後に廃止、食糧難がこんなところにも影響している)。富岡村へも「下賜」該当者を「適確に把握し置く」ことが求められている(1254)。裾野地域でも全国同様に、戦死者が出ると村葬などの「公葬」が行なわれていた。戦後も一時期までは村が主催しての葬儀が行なわれていたが、一九四六(昭和二一)年一一月、内務・文部次官通牒「公葬について」によって廃止され、戦死者の葬儀は、私的なものか民間団体によるものに限定された。忠魂碑、忠霊碑の新規建設も禁止され、現存するものは学校、役場など公的な場所からの撤去が命じられた(神社新報社編『神道指令と戦後の神道』神社新報社、一九七一年なお、裾野地域の忠魂碑や忠霊碑については『裾野市史調査報告書　石造物』に掲載している)。村葬は単純に戦死者を弔う場所ではなく、「弔辞」などでの主張と、荘厳な儀式を利用して、戦後の混乱した民衆意識を秩序づけ、人々の判断や行動のあるべき姿を指し示す場でもあった。富岡村長真田平吉は、ある村の有力者の子息の村葬において「我国民中には今尚戦争の敗因を責むるに急なる者」があるが、「最早責むる時に非ず只お互いに自覚して協力する」必要を訴えた(1255)。

日本の再軍備は、朝鮮戦争の勃発を契機にして、一九五〇(昭和二五)年の警察予備隊設置にはじまる。富岡村でも御宿区長を通じて警察予備隊募集案内が通知された(1256)。全面講和、中立堅持、再軍備反対、軍事基地提供反対の平

和四原則を掲げて静岡県労働組合評議会が、平和運動の先頭に立ち、東富士演習場など基地問題への対応とあわせて活発な運動を展開する。しかし、再軍備は、農家に滞留していた次三男の就職先となったことも事実である。

資料1257～1259は、裾野地域の遺族会や遺族関係者のつくった団体の関連する資料を集めた。遺族会の全国組織としては日本遺族会があるが(田仲伸尚ほか『遺族と戦後』岩波新書、一九九五年)、静岡県には静岡護国神社を中心に、静岡霊奉賛会があり、各村に支部がおかれた。資料1257は富岡村支部の規定である。遺族会は、遺族の経済的困窮を救済するための国家補償、恩給増額を運動していくが、その一方で、「遺族であることが忘れられようとしている」との危機感にもとづき、かつ「英霊の顕彰」、「戦争犠牲者国家補償の確立」、さらには「国民精神の作興並に独立防衛精神に関する調査」、「思想善導」などの運動を、かつての在郷軍人会員にも声をかけて展開した裾野町郷友会も結成された(1258)。資料1259は、裾野市域の戦没者を記念する『忠霊録』作成の際の陳情で、一九五〇年代後半期の裾野地域の遺族の人々をめぐる問題がうかがえる資料である。

「村と戦争」というテーマで、裾野地域を考えるとき、戦後史において最大のテーマは何といっても基地問題であろう。近代以来の戦争、そして十五年戦争の問題が、ある意味では過去の問題であるのに対し、基地問題は、裾野地域にくらす人びとに、常に被害を発生させ、かつまたその生活をさまざまな意味で規制してきた。演習場では、朝鮮戦争、ベトナム戦争などの戦争が起こるたびに、米軍などの演習が激化し、そして演習場で訓練した部隊が各地の戦場へと向かっていった。その意味では、「現実の存在する戦争」、ないしその危機、その影響を、裾野地域の人びとは身近に感じてきたといってもよいだろう。第六章第五節では、占領期から日米安保体制にいたるまでのアメリカ軍占領下の基地のすがたを、第七章第六節「トピックスⅦ」では、アメリカ軍の撤退、施政権返還、自衛隊の東富士演習

場という展開をたどって、一九七〇年代にいたるまでの時期の基地問題を示す資料を採録した。東富士演習場に関しては、東富士演習場地域農民再建連盟編『東富士演習場重要文書類集』(上、下)や、『御殿場市史』、『小山町史』などのすぐれた資料集が既に存在する。収録にあたっては、重複をなるべくさけた。読者にあっては、これらの書物にあたることによって、演習場問題をより深く考えることができるだろうし、裾野地域の独自性も浮かび上がってこよう。ぜひ、参照していただきたい。

富岡村、須山村などをふくむ演習場周辺町村によって、一九五一(昭和二六)年にまとめられた「東富士演習場の実態調査」(『小山町史　資料編　近現代Ⅱ』一九九五年、七三三〜七四一頁に収録)によれば、連合国軍―事実上はアメリカ軍―によって接収された地域は、総面積一二、五五八町歩であり、そのうち民有地部分、七、九五二町歩、国有地部分四、六〇六町歩である。国有地の大部分は、東富士演習場の周辺に暮らす農民の入会地であった。富岡、深良などをはじめとして、裾野地域の村々の住民も、演習場に接収された大野原に入会権を有していた。演習場に接収された農耕作地面積は六、九三〇反歩におよび、それに直接関係する農家は一、六九二戸であった。そのうち、裾野地域に関連するものは、須山村関係が三〇〇戸で一、五七九反歩(戸数で一七・七%と耕地面積で二二・八%の割合)、富岡村が一四四戸で四七八反歩(八・五%　七・〇%)、深良村が九三戸で四一反歩(五・五%　〇・六%)を占めることになる。その他に、大野原入会関係農家が佐野地区などにあった。演習場の大部分は、現在の御殿場市域、印野・原里・玉穂村であったが、これだけの農家と耕地面積が影響をこうむった。

一九四五(昭和二〇)年八月二二日、敗戦により、陸軍は一方的に戦前からの演習場使用に関する協定を破棄した。演習場設定以前の状態に復帰したと考えた演習場周辺地域の人々は、直ちに国有地などの開墾計画、国有地払下運動

に着手した。資料1101は、国有地を元所有者に「縁顧払下」することを求めた富岡村長の申請書である。一九四五（昭和二〇）年九月というはやい時期のものである。小泉村内にも東富士演習場とは別個に、三島連隊が使用していた軍用地があったが、そこでも耕作がはじめられていた(1105)。復員による人口増加、食糧増産の要請から開墾、軍用地払下が求められていた。同時期の須山村の払下願にみられるように、払下運動にあっては、払下が許可されたならば、「食糧増産ニ資シ大御心ニ答ヘ奉ル覚悟」が述べられていた(1102)。

一九四五（昭和二〇）年九月一〇日、アメリカ軍が駒門兵舎に進駐し、一九四六（昭和二一）年にはいると、アメリカ軍による演習場の接収が予想され、周辺住民を不安におとしいれた。第六章第五節(1)には、アメリカ軍の進駐にともなって生じた諸問題についての資料を集めた。沼津警察署から富岡村長に宛て、区長を通じて徹底された、アメリカ軍の自動車による交通事故の処理に関する資料(1097)。須山村では、当時、実弾演習の射撃方向前面にあたっており、射撃区域への立ち入り禁止や、演習に関する「流言」取締などが厳しく通達された(1098)。肥料などの原資となる入会地の草刈も制限され、アメリカ軍の許可なくしては不可能であり、アメリカ軍設備の盗難紛失などの「不祥事」があればただちに停止された(1099)。富岡村では、こうした事態に「部落の名を汚すことなき様厳守指導」を区長に依頼している(1100)。

演習場へのアメリカ軍の進駐と、地域住民の関係をみてきたが、演習場による規制・被害を出来るだけ少なくし、農耕地、入会地を自らの手に取り戻そうとする運動が起こってくる。第六章第五節(2)では、そうした運動の資料を集めている。一九四六（昭和二一）年二月二八日、調達要求が出され、東富士演習場は正式にアメリカ軍に接収された。農耕禁止区域、立ち入り禁止・制限区域などは、旧陸軍演習場よりも広範囲にわたるものであった。演習場が接収さ

れると、演習場内に居住する住民の立退きや、演習場内にある作物の撤去、農耕禁止が矢つぎばやに命じられた。演習場に関係する村々の村長は、演習場内地域の草場、農耕地と周辺農村との密接不離を説き、演習場内での農耕許可や、立退に関する嘆願書において、「立退キ等無之様」、「農耕ヲ御許可相成リ度キ」と主張した(1103、1106)。富岡村内では、「今里デハ立退カザルヲ得ザル人モアリ」、「下和田デハ耕作地ガ三分ノ一許リ犠牲」になるが、御宿区では「耕地ニハ殆ンド影響ナク」、地域によって格差があったが、「富岡村全体トシテハ重大ナル問題」との立場から、御宿区内でも嘆願書が回覧された(1103)。こうした運動の最末端は、資料1104に示す通り、部農会があり、御宿区の場合、区内の各部農会を通じて、演習場内草刈場使用などに関する運動に携わった人びとへの「御礼金」が集められている。

一九四九(昭和二四)年一〇月一一日、アメリカ軍は演習場の拡張を命じ、さらに一九五〇(昭和二五)年一月一日以降、演習場内農耕地の耕作を全面的に禁止した。とりわけ須山村の受けた損害は大きく、全農家戸数二四一戸のうち影響をうける農家二〇五戸、そのうち耕地皆無となる農家二〇戸、農業経営が成立しない農家三九戸であったといわれる。こうした状況の下、須山村では「農耕再許可申請」や、これ以上の演習場拡張をやめるよう申し入れる陳情があいついだ(1108)。また、須山村は、射撃方向にもあたっていたので、流れ弾、誤射等による被害も大きく、村の位置を示す「村落標識塔」設置の嘆願(1107)や、水源地からの水道が演習により破損するなどの被害について、水道施設補修・保全についての嘆願も行なわれた(1109)。

また、演習場として使用されることに対する補償・離作料・立毛など作物の損害補償については、「敗戦の責苦を独り演習場周辺の町村民にのみ荷せられ」、「不条理」との認識から、当然に補償要求運動が行なわれた。一九四八(昭和二三)年、一時アメリカ軍は調達要求を撤回し、軍事占領に切り替えたため、賃貸料請求・補償要求は一切門前

払いとなった。一九五〇(昭和二五)年、再び調達要求が出され、「土地借上料の交付」が実現したが、「損害の補償は全く未解決」(「東富士演習場接収並びに使用に伴う損害補償に関する陳情」一九五二年三月一日、『東富士演習場重要文書類集　上』一二九～一三〇頁)で占領の終結をむかえるのである。

前節で指摘した、演習場接収中に被った被害に関する補償については、第七章第六節冒頭の資料1234に明快に述べられている。この「トピックスⅦ」では、占領終結から一九七〇年代までの演習場問題の展開を詳細にあとづけるよりは、裾野地域に密着した形で資料を集めるよう努力した。したがって、演習場問題の経過そのものについては、『御殿場市史』、『小山町史』、『静岡県史』などの記述や『東富士演習場重要文書類集』で補っていただきたいが、この解説でも、紙幅が許すかぎり、東富士演習場問題について概観し、収録した資料の理解をたすけるようにしたい。

占領が終結し、演習場の施政権が日本側に返還されたとはいえ、依然としてアメリカ軍は「進駐軍」が「駐留軍」に変わっただけで、日米安保条約による全土基地方式(アメリカは日本全土の好きな場所に、好きな期間基地を設定しうる)によるアメリカ軍の演習場使用は継続した。資料1234に示すように、損害補償問題も未解決のままであった。

警察予備隊を発展させた保安隊は、一九五二(昭和二七)年一〇月、東富士演習場の北部、須走村(現在小山町)に常駐の「キャンプ」を設営、翌年八月保安隊富士学校が開校した。一九五四(昭和二九)年、保安隊は自衛隊に改組され、富士学校は自衛隊演習の拠点となり、自衛隊による演習場使用が開始された。一九五七(昭和三二)年には、当時の首相岸信介と米大統領アイゼンハワー両者の声明によって、アメリカ駐留軍撤退が発表され、東富士演習場においても同年六月からアメリカ軍の撤退が開始され、一〇月一日にはわずか一〇数名の管理部隊を残すのみとなり、演習場にいたアメリカ駐留軍は沖縄へいき、演習場は使用されなくなった(東富士演習場地域農民再建連盟「農業再建整備大

綱」一九五八年六月、『御殿場市史　八』六六一頁)。アメリカ軍の撤退にあわせて未決の補償問題をめぐる議論も沸騰した。資料1241は、須山地域住民が、裾野町議会議長にあてた、接収農民救済に関する請願である。一方、演習場は、地域住民の反対、国有地解放の悲願にもかかわらず自衛隊による演習場使用が開始された。資料1243には、「自衛隊使用が激甚となり駐留軍の使用を凌駕する」状況で、「地元関係民は当演習場に於て、自衛隊の使用を容認して居ない」旨が明記され、演習場使用に関して「地元民の了解なしに一方的に措置しない」ことが求められている。裾野町は自衛隊誘致について反対の意志はない旨を明らかにしていたが、須山地域、富岡地域には反対の声があったという(1240)。裾野地域の人々と演習場の関係では、この時期、農耕地、入会地を奪われたことのほか、富岡村の澱粉工場は演習場周辺のキャンプからの汚水で操業停止においこまれていたり(1239)、自衛隊の部隊が裾野町周辺で「市街戦」の演習を実施した(1238)という資料が残されている。裾野町周辺での演習に関しては「反対する理由などもち論ないと極めて協力的」、「無関心」などと報道されている。

東富士演習場問題をめぐる社会運動は、一九五二(昭和二七)年一月、演習場地域の町村長をその構成員として土地所有者をも組織して東富士演習場対策委員会が設置されていたが、従来の町村長を中心とする行政主体で行なわれていた各種の陳情、補償要求運動に加えて、零細な所有規模でしかない地元入会関係農民で組織する「東富士演習場対策協議会」が結成され、発展して「東富士入会組合」となる、一九五五(昭和三〇)年には「接収地域農民生存権確立期成同盟」が結成され、「基地農業再建」立案事業にもとりくんでいく(1237)。農民主体の組織である「東富士演習場対策協議会」は、一九五三(昭和二八)年には、「演習場周辺住民の生存権が確実に保障せられなければ当該演習場の使用は絶対反対」(『御殿場市史　八』六五四～六五五頁)と主張しており、「生存権」「生存圏」といった概念が運動のな

かで主張されるようになった。資料1235には、須山村と富岡村で主張された「生存権侵害の実際問題」の内容を収録した。「農地喪失」「養蚕業の潰滅」「入会権の喪失」「生活環境の悪化」などが指摘されている。

こうしたなか、地域組織の側でも運動の統一への気運が生じ、一九五八(昭和三三)年六月、関係一一ヶ町村の全関係住民を基本的構成員とし、自治体組織、入会関係をもつすべての団体、土地改良区、入会組合などのすべての事業団体を網羅した「東富士演習場地域農民再建連盟」が結成された。これより以前、演習場関係農民のなかには、おりからの基地闘争の激化と符合して、自衛隊不法立入禁止訴訟を東京地裁におこし、演習場内国有地の入会慣行を法的に確認することを求めていた。再建連盟はこの訴訟をも受け継いだ(入会慣行は最終的に国側の申し入れにより法的確認として和解している)。裾野地域において、こうした運動の下部構造のあり方は、①富岡地域入会関係農民などが参加した、「南部大野原解放運動を推進」する組織としての南部大野原農民会議連合会(1244)、②須山村の雑産物補償金配分委員会規約(1242)、佐野区住民のあいだでの補償金問題についての申し合わせ(1247)といった補償金分配問題、③資料1236にあるように、「演習場の事務は各部落総代が之にあたり、村当局は総括的対外的事務にあたつてゐた」との遠藤佐市郎の発言、などにうかがえる。また、雑産物補償料配分をめぐって富岡地区と佐野区の間に「紛糾」があったと報道されてもいる(1245)。さらに、東富士開発農業共同組合などの特定事業団体も設立された(1246)。

一九五九(昭和三四)年、再建連盟は自衛隊の演習場使用を認め、政府との間に、土地使用の原則、演習計画、立ち入り日・条件、生業行為、損失・損害補償のほか、核兵器・毒ガスなどの兵器使用規制を明記した「東富士演習場使用協定」が締結された。入会関係、水利関係も別途締結され、あわせて「東富士の憲法」ともよばれる「東富士演習場使用協定」体系が成立し、入会権承認、兵器使用制限など基地使用に関して一定の制約を獲得したものと評価され

た。しかし、政府側はこの協定を実施せず、一九五九(昭和三四)年一二月には、使用協定の兵器規制に違反するミサイル(エリコンミサイル)を極秘に持ち込んで試射したり、民政安定事業の実施も遅々として進まなかった。この後、再建連盟は、たびたび演習場使用禁止を通告、演習場に立ち入って耕作を開始するなど、活発な運動を展開していく。資料1248は第二次使用協定時のものであるが、再建連盟による自発的な演習場監視行動が行なわれていた。

裾野地域は、第二次使用協定締結の頃から再建連盟とは違う独自の行動をとっていき(1250、1252)、再建連盟から脱退するという動きもみせる。演習場問題の処理を行政機構に一元化しようとする遠藤佐市郎町長の思想は資料1249の三首長協議会構想にみてとれる。再建連盟の影響力を排除し、問題を行政中心にしようとするこの三首長協議会構想は結果的には挫折する。しかし、再建連盟分裂の影響は大きく、一方では裾野地域にも自衛隊協力組織の結成が進んでいった(1251)。演習場や基地がどのようにあるべきかをめぐる国家―自衛隊と地元自治体―地域住民の関係、そして基地の存在と人々の暮らしの関係は、一九九六(平成八)年、沖縄での基地問題の深刻化、アメリカ軍演習の「本土」移転という状況の下で、新たな構想力を必要とする段階に入っていくのである。

(大串潤児)

あとがき

裾野市史編さん委員会は、市史編さん事業に取り組み、順次その成果を刊行してまいりましたが、この度、『裾野市史　第五巻　資料編　近現代Ⅱ』を発刊する運びとなりました。

ここに経過の概要を述べますとともに、御協力を賜りました方々に、深く感謝を表する次第であります。

市史を刊行するにあたりましては、市民の皆様方の温かい御協力を得て、今日までに「資料編　深良用水・考古・近現代Ⅰ・古代中世・近世・民俗」の六巻をお手許にお届けしてきました。

「資料編　近現代Ⅱ」は、平成五年三月に刊行いたしました「資料編　近現代Ⅰ」の続編であり、四方一漪・安田常雄両専門委員を部会長として、岩崎信夫・坂本紀子・湯川郁子・西川尚男・大串潤児各調査委員の方々による調査・研究の集大成であります。

本書は大正二年(一九一三)から昭和四七年(一九七二)までの資料を収録してありますが、資料選択には慎重な検討を行っていただきました。

近現代Ⅰからの続編ということで、第四章第一次大戦後の裾野(一九一三～一九三〇)、第五章十五年戦争と裾野のひとびと(一九三一～一九四五)、第六章占領のなかの民主化（一九四六～一九五二)、第七章戦後復興から高度経済成長へ(一九五二～一九七二)という構成になっています。

大正期から昭和期にかけては、第一次世界大戦、関東大震災、第二次世界大戦と大きな出来事があり、裾野もこれ

らの出来事により、大きな影響を受け様々な変化を遂げてきました。

そして、町村合併も大きな出来事であると言えます。

昭和二七年四月一日に小泉村と泉村が合併し裾野町となり、昭和三一年九月三〇日に深良村と合併、昭和三二年九月一日に富岡村・須山村と合併、そして、昭和四六年一月一日に市制が施行され、裾野市が発足しました。

このような経過をたどり裾野は大きく発展を遂げ、平成四年十一月二六日には人口五万人のまちになりました。

終戦による占領、それらによる演習場問題、戦前戦後の教育のあり方、農地開放、そして経済復興による工場進出など記憶の新しい分野での資料集ですので、比較的親しみ易いものと思いますが、戦争という激動の時代の資料が充分でないことも否めません。

そのような状況の中で、資料調査、執筆、編集を担当されました委員には、大変、御苦労をお掛けいたしました。

今回の「資料編　近現代Ⅱ」の刊行により、資料編全七巻が刊行できましたことは、裾野を理解するうえで大変喜ばしいことであり、大きな価値を有するものであります。本書が郷土史研究の書として、また、近現代史研究の書として多くの方々に活用されることを願うとともに、裾野への理解がより一層深まれば幸いに思います。

終わりに、監修・執筆を担当されました四方一㳽・安田常雄両専門委員をはじめ近現代部会の委員の皆様、御支援・御協力を賜りました市民の皆様、印刷製本に関して多大なる御尽力をいただきました株式会社精興社に改めて御礼申し上げます。

平成十一年一月

市史編さん室長　中　野　光

裾野市史編さん関係者

市史編さん委員

委員長	杉山政康	助役
副委員長	勝又　壽	学識経験者
委　員	羽田　勲	同
同	勝田光信	同
同	芹澤充寛	同
同	岡田憲明	同
同	杉山勝彦	教育委員長
同	松井圭子	前教育委員長
同	有光友學	専門委員代表
同	三井　満	教育長
同	川口陽市	企画調整部長
同	渡邊武彦	総務部長
同	眞田利彦	財政課長
同	大庭章生	企画調整課長
同	田村吉章	学校教育課長

市史編さん専門委員

代表	有光友學	横浜国立大学教授
	高橋　敏	国立歴史民俗博物館教授
	中野國雄	日本考古学協会会員
	福田アジオ	神奈川大学教授
	安田常雄	電気通信大学教授
	四方一㳽	国士舘大学教授

市史編さん調査委員

厚地淳司	静岡県立沼津東高等学校教諭
井口俊靖	加藤学園暁秀高等学校教諭
伊東誠司	一橋大学大学院生

岩崎信夫　東京都立目黒高等学校教諭
岩田重則　東京学芸大学助教授
大串潤児　一橋大学大学院生
菊池邦彦　東京都立航空工業高等専門学校助教授
斎藤弘美　日本民俗学会会員
坂本紀子　青山学院女子短期大学非常勤講師
柴　雅房　静岡県立中央図書館
杉村　齊　三島市郷土資料館館長
瀬川裕市郎　沼津市歴史民俗資料館学芸員
関根省治　富士市立吉原商業高等学校教諭
西川尚男　沼津市立大岡中学校教諭
仁藤敦史　国立歴史民俗博物館助手
東島　誠　日本学術振興会特別研究員（東京大学）
松崎真吾　湘南学園中高等部非常勤講師
松田香代子　日本民俗学会会員
宮村田鶴子　日本民俗学会会員
湯川郁子　東京外国語大学非常勤講師

地区協力員

（旧村名）

西地区　植松甲子男　石脇村
同　杉山光正　佐野村
同　加藤信雄　大畑村
同　水口清文　二ツ屋新田
同　歌崎久作　定輪寺村
同　渡邉新一　富沢村
同　水口忠榮　伊豆島田村
同　関野政雄　水窪村
同　中西保男　二本松新田
東地区　窪田恒男　久根村
同　藤原善次　稲荷村

同　芹澤　章　公文名村
同　清水四郎　茶畑村
同　芹澤　文　茶畑村
同　飯塚政高　麦塚村
同　星野直司　平松新田
深良地区　大庭三郎　深良村
同　倉澤秀雄　深良村
同　小林秀年　深良村
同　高橋利治　深良村
同　一之瀬和雄　深良村
同　長田　稔　深良村
同　藤森茂良　深良村
同　増田一男　深良村
同　小林一夫　岩波村
富岡地区　西島秀雄　千福村
同　西島義禮　千福村
同　土屋誠吾　御宿村
同　勝又茂美　御宿村
同　湯山剛男　御宿村
同　勝又常一　葛山村
同　芹澤正己　葛山村
同　八木政治　上ヶ田村
同　永田榮次郎　金沢村
同　杉本隆彦　今里村
同　真田林藏　下和田村
須山地区　杉山末雄　須山村
同　手綱拓史　須山村

事務局

教育長　三井　満
教育部長　土屋勝幹
市史編さん室長　中野　光
同　係長　市川　亨
同　主事　木原慎也

同　事務員　永野武信
同　東條弘光
同　今関裕美

本巻担当者氏名

○監修
四方一洌　安田常雄
○編集・構成
第四章
第一節　安田常雄
第二節　安田常雄
第三節　岩崎信夫　湯川郁子
第四節　坂本紀子
第五節　湯川郁子　岩崎信夫
第六節　安田常雄
第五章
第一節　安田常雄
第二節　岩崎信夫
第三節　西川尚男　坂本紀子
第四節　坂本紀子
第五節　岩崎信夫
第六節　大串潤児
第七節　安田常雄
第六章
第一節　安田常雄
第二節　湯川郁子
第三節　西川尚男　坂本紀子
第四節　大串潤児
第五節　大串潤児
第七章
第一節　安田常雄
第二節　湯川郁子
第三節　湯川郁子
第四節　西川尚男　坂本紀子

第五節　大串潤児
第六節　大串潤児
第七節　大串潤児

〇筆耕協力
勝又昭三　勝又常一　高橋具美　藤原善次

〇図版作成
太田幸夫

〇資料提供者（敬称略順不同）

市川一宏　裾野市伊豆島田
伊東タツ子　東京都大田区
岩崎更一　神奈川県厚木市
大川　勉　裾野市深良
大庭茂治　裾野市深良
大庭晴彦　裾野市深良
柏木輝雄　裾野市茶畑
勝俣恵一朗　裾野市麦塚
勝又茂美　裾野市御宿
小見山尚武　裾野市深良
真田八千子　裾野市須山
杉山伴作　沼津市錦町
芹澤充寛　裾野市茶畑
土屋良雄　裾野市深良
中村友江　裾野市葛山
長谷川　博　裾野市葛山
羽田　勲　裾野市深良
松井保博　裾野市深良
持田利泰　裾野市平松
湯山芳健　裾野市御宿
横山正美　裾野市千福
渡邉一徳　裾野市佐野
渡邉公一　裾野市水窪
渡邉武彦　裾野市富沢
佐野大区
上町区

裾野市史編さん関係者

緑町区
元町区
二本松大区
二ツ屋区
水窪区
滝頭区
遠道原区
田場沢区
今里区
須山2区
御宿大区
葛山共有財産管理委員会
切遠財産管理委員会
裾野市立西小学校
裾野市立東小学校
裾野市立深良小学校
裾野市立富岡第一小学校
裾野市立富岡第二小学校
裾野市立東中学校
裾野市立深良中学校
裾野市立富岡中学校
裾野市立須山中学校
静岡県立裾野高等学校
静岡県教育会(静岡県教育)
駿東地区教育協会
三島市郷土資料館
静岡新聞社(静岡新報・静岡新聞)
岳麓新聞社(岳麓新聞)
日刊静岡(富士タイムズ)
静岡民友新聞
朝日新聞社(東京朝日新聞)
毎日新聞社(東京日日新聞)
日本農民新聞
裾野市役所

裾野市役所深良支所
裾野市役所富岡支所
裾野市役所須山支所

裾野市史　第五巻　資料編　近現代Ⅱ

平成十一年一月二十五日　発行©

編集　裾野市史編さん専門委員会

発行　裾野市
静岡県裾野市佐野一〇五九番地
電話　〇五五九（九二）一一一一

印刷　株式会社　精興社
東京都千代田区神田錦町三丁目九番地